

# 舞鶴の環境

平成27年度版環境白書

～舞鶴市環境基本計画年次報告書～



## 目次

## Contents

- |                 |                     |                    |
|-----------------|---------------------|--------------------|
| はじめに …………… 1    | ② 循環型社会の確立 …………… 9  | ④ 良好な生活環境の確保 …… 21 |
| 舞鶴市の概況 …………… 1  | ごみの減量               | 大気環境の保全            |
| 計画の基本的事項 …… 3   | リサイクルの推進            | 水環境の保全             |
| 計画の施策体系 …… 3    | ごみの適正処理             | 生活環境の保全            |
| ① 低炭素社会の実現 …… 5 | ③ 自然との共生社会の確立 …… 17 | ⑤ 協働社会の推進 …………… 34 |
| 家庭での取り組み        | 里山・里地・里海の保全と活用      | 環境保全活動の連携          |
| 事業所での取り組み       | 野生生物との共生            | 環境学習・環境教育の推進       |
| 交通対策の取り組み       |                     | 環境情報の提供            |

# はじめに

この白書は、舞鶴市が推進している“低炭素社会の実現”、“循環型社会の確立”、“自然との共生社会の確立”、“良好な生活環境の確保”、“協働社会の推進”に向けた取り組みなど、多岐にわたる環境保全対策を市民の皆さんに紹介するとともに、舞鶴市の環境の現状について理解を深めていただくため、平成12年から発行しています。

多くの皆様に本書を活用していただき、私たちの環境を守り育てる活動の一助となれば幸いです。

## 舞鶴市の概況

### 地勢

舞鶴市は本州のほぼ中央部、日本海が最も深く湾入した京都府北東部にあります(右図)。

若狭湾に湾口を開く舞鶴湾は、古来、波静かな天然の良港として利用されてきました。また、約120kmに及ぶ海岸線は岬と入り江が入り交じったリアス式海岸を形成。若狭湾国定公園に指定されるなど景勝地としても知られています。

市域の約8割は山地と丘陵が占め、市境には青葉山、三国岳、弥仙山、赤岩山など標高600m前後の山々が連なっています。そのうち青葉山は若狭湾国定公園に、赤岩山・由良ヶ岳は丹後天橋立大江山国定公園に指定されています。

一方河川においては、京都府内最大の流域面積を持つ一級河川・由良川をはじめ、伊佐津川、与保呂川などの中小河川が市内を貫流。その流域に帯状の平野部を形成しています。また、舞鶴湾に注ぐ河川の大半は市内にその水源を持っています。

そのほか、江戸時代に御水道(上水道)として田辺城やその城下町で愛用された『真名井の清水』や地元住民の生活を支え続けている『大杉の清水』(ともに平成の名水百選=環境省)、「与保呂の水源地」(近代水道百選=厚生省)とその周辺(水源の森百選=林野庁)といった水に関わる名所が市内に点在。「稚児ヶ滝」や「温気ヶ宇呂滝」など伝承を有した滝も多くあります。

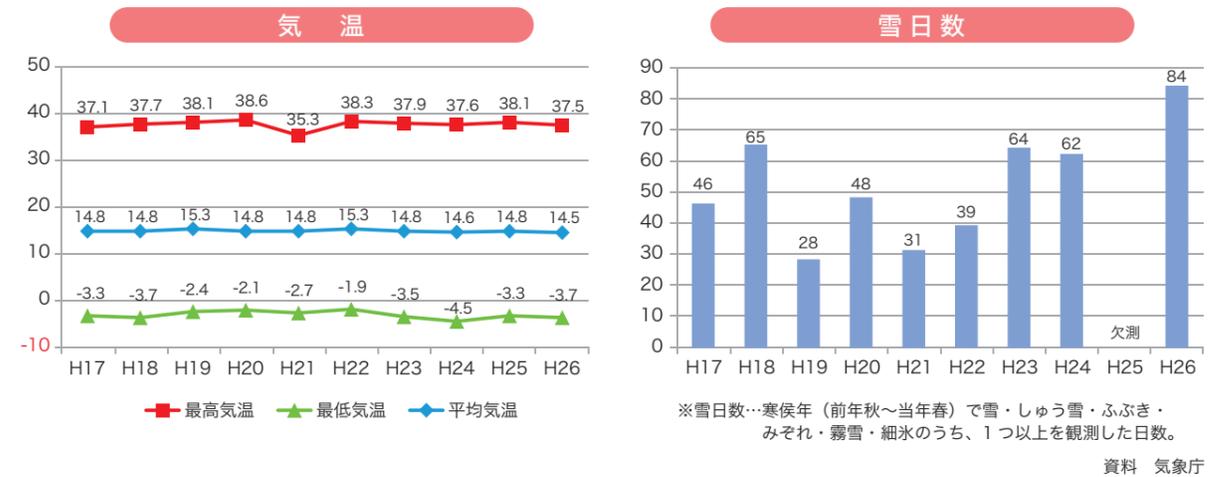


| 経度            | 緯度                       | 面積(km <sup>2</sup> )     |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 東経135度10分~29分 | 北緯35度23分~36分(成生岬)43分(小島) | 342.39<br>(京都府総面積の約7.4%) |
| ひろがり          |                          | 海岸線(km)                  |
| 東西(km)        | 南北(km)                   | 119.9<br>(概算)            |
| 29.7          | 24.9(成生岬)37.0(小島)        |                          |

資料 市都市計画課

### 気候

気候区は日本海気候の山陰区に属します。春季は南東風のフェーン現象が起こりやすく、夏季は高温多湿で晴天が続く、冬季は対馬海流の影響を受けて気温はあまり低くなりません。しかし、北西季節風のため雨や雪の日が比較的多くみられます。



### 動植物分布

山地には、国指定特別天然記念物のニホンカモシカやオオサンショウウオなど貴重な生物が生息しています。

冠島は「オオミズナギドリの繁殖地」として国の天然記念物に、沓島は「ウミネコ・ヒメクロウミツバメの繁殖地」として市の天然記念物に指定。いずれも希少な動植物が生息する環境を有しており、厳正な保護が必要なことから、平成19年に若狭湾国定公園特別保護区に指定されました。

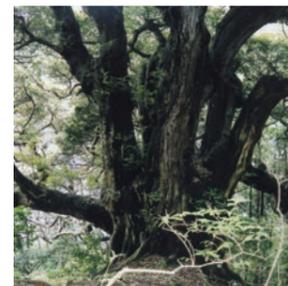
また、青葉山には固有植物である「オオキンレイカ」(市指定天然記念物)、大浦半島の成生岬には日本最大級の「スダジイ巨木」(市指定天然記念物、幹周13.8m・主幹9.5m)、神崎の海岸線には「ハマナス」が自生。舞鶴はまさに自然の宝庫といえます。



オオサンショウウオ



ハマナス



成生岬のスダジイ巨木



ニホンカモシカ



ウミネコ

### 人口等

|    |           |           |     |          |
|----|-----------|-----------|-----|----------|
| 人口 | 男 42,516人 | 計 85,053人 | 世帯数 | 34,989世帯 |
|    | 女 42,537人 |           |     |          |

(平成26年10月1日現在推計人口)

## 計画の基本的事項

### ● 計画策定の目的

#### 【舞鶴市環境基本計画】

市の良好な環境の保全と創造に向け、市民・事業者・行政が連携して積極的に取り組む施策を視野に入れた環境対策を総合的、計画的に進めるための計画です。

#### 【舞鶴市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。

### ● 目指すべき環境像

21世紀半ば(2050年)を目途に、本市がめざすべき環境像を以下のように設定しています。

～人も地域も地球も元気～  
環境にやさしい持続可能なまちづくり

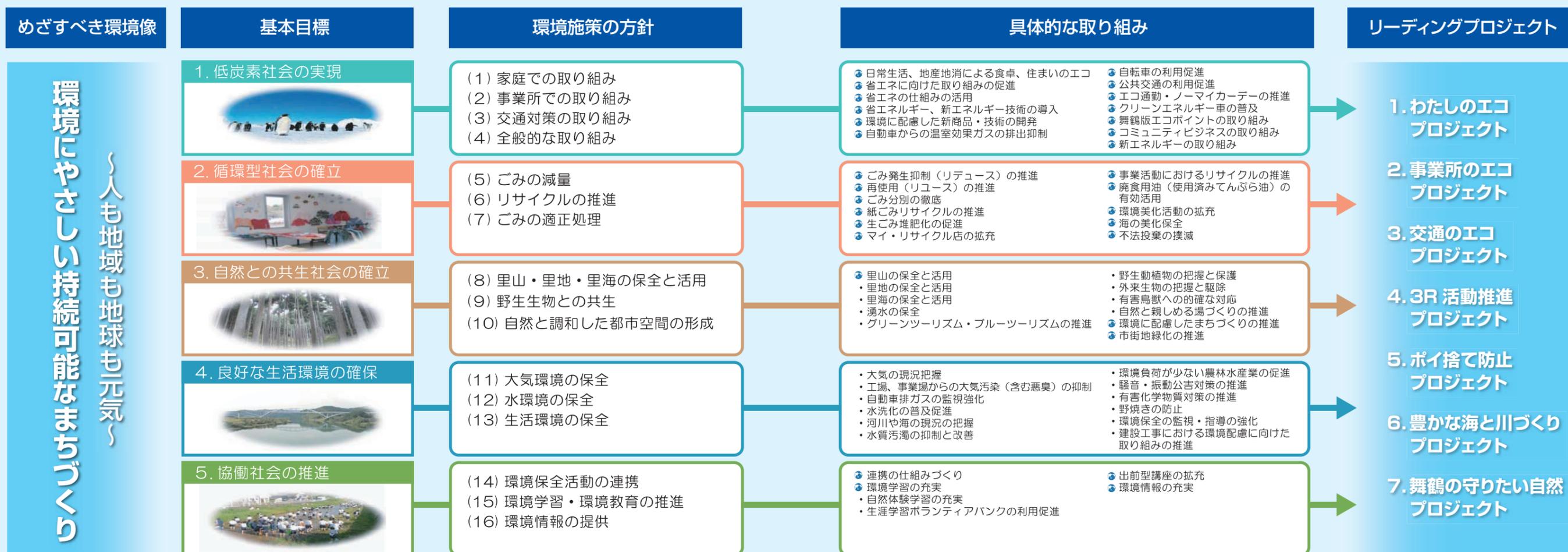
### ● 計画の期間(目標年次)

- ・めざすべき環境像については2050年頃を見据えたものとしています。
- ・平成23年度(2011年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)を目標年度としています。計画の期間は10年間とし、概ね5年で見直すこととしており、平成27年度において見直し作業を進めています。
- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、基準年度を平成2年度(1990年度)、目標年度を平成32年度(2020年度)としています。

### ● 温室効果ガスの削減目標

2020年度までに温室効果ガスを  
1990年度比で25%削減することを  
めざします。

## 計画の施策体系



①～⑫は地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に該当する取り組み

## 家庭での取り組み

| H17 (基準年)             | H23   | H24  | H25  | H26   |  | H32 (目標) |
|-----------------------|-------|------|------|-------|--|----------|
| 環境家計簿等の診断件数 (件/年度)    |       |      |      |       |  |          |
| 0                     | 259   | 103  | 89   | 118   |  | 200      |
| 達成度 (%)               | 129.5 | 51.5 | 44.5 | 59.0  |  | 100      |
| 住宅用太陽光発電システムの設置戸数 (基) |       |      |      |       |  |          |
| 310                   | 673   | 842  | 998  | 1,152 |  | 1,310    |
| 達成度 (%)               | 51.4  | 64.3 | 76.2 | 87.9  |  | 100      |

### ● 日常生活のエコ



家庭の省エネ相談所

個々の家庭でのエコ活動を進めるため、まいづる環境市民会議（34頁参照）が、海フェスタ京都や赤れんがフェスタで「家庭の省エネ相談所」を開設し、来場者への無料診断を実施しました。

「家庭の省エネ相談所」は、市民の皆さんの省エネへの取り組みや、月々の光熱費（電気代、ガス代、灯油代、ガソリン代）から算出された各家庭の二酸化炭素排出量を平均のデータと比較し、スタッフが家庭での省エネの取り組みをアドバイスする取り組みです。また、より詳しい省エネ診断として、環境省のうちエコ診断ソフトを用いた「うちエコ診断」の取り組みも行っています。

### ● 地産地消による食卓のエコ

地産地消は、生産地から食卓までの輸送距離が短い地場の生産物を食べることで、輸送に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量を減らす効果があり、地域活性化や食育とともに、環境の面からも大切な取り組みです。

平成19年度から、地元産の魚やお米、季節の野菜を学校給食で使用しているほか、授業でも地元生産者等の講義を聴く機会を設けています。また、24年度からは、京都府内でとれた食材だけで一食分の給食を作る「まるごときょうとの日」に取り組んでいます。

### ● 住まいのエコ

太陽光パネルの設置コストの低下や固定価格買取制度などにより、平成26年度末において、市内の太陽光発電システム設置基数（10\*㎡未満）は1,152基と普及が進んでいます。また、「家庭の省エネ相談所」において、省エネ型製品の展示を行うなど、住まいのエネルギー効率を高める取り組みを行っています。

## 事業所での取り組み

| H17 (基準年)                                    | H23     | H24     | H25     | H26     |  | H32 (目標) |
|--|---------|---------|---------|---------|--|----------|
| 大規模排出事業者の省エネ法による削減目標 (t-CO <sub>2</sub> /年度) |         |         |         |         |  |          |
| 314,916                                      | 268,895 | 293,467 | 268,696 | 282,437 |  | 283,626  |
| 達成度 (%)                                      | 105.5   | 96.6    | 105.6   | 100.4   |  | 100      |
| 市内事業者の環境マネジメントシステム導入件数 (事業所)                 |         |         |         |         |  |          |
| 12   | 43      | 50      | 49      | 49      |  | 252      |
| 達成度 (%)                                      | 17.1    | 19.8    | 19.4    | 19.4    |  | 100      |
| 省エネルギー、新エネルギー技術の導入支援件数 (件/年度)                |         |         |         |         |  |          |
| 0  | 3       | 8       | 1       | 4       |  | 10       |
| 達成度 (%)                                      | 30      | 80      | 10      | 40      |  | 100      |

### ● 省エネに向けた取り組みの促進

市内の温室効果ガスの大規模排出事業者では、省エネルギー法や京都府地球温暖化対策条例の指定を受け、省エネや排出量削減の取り組みを進めています。

市役所でも、「舞鶴市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。ごみ焼却から排出される温室効果ガスが全体の4割を占めることから、市民とともにごみの減量化・リサイクルに重点を置いて取り組むとともに、電気使用量の抑制、時間外勤務の削減、冷暖房温度の設定遵守、アイドリングストップなどを進めた結果、第1期計画期間で17.5%、第2期計画期間で9.2%の削減を達成しました。引き続き平成26年度からは、第3期計画期間の取り組みを進めています。

### 舞鶴市役所の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

単位=t-CO<sub>2</sub>

| 舞鶴市地球温暖化対策実行計画     | 基準年    | 基準年との比較（実績） |        |        |        |        | 計画策定時の目標 |
|--------------------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 第1期計画<br>平成16～20年度 | H14    | H16         | H17    | H18    | H19    | H20    | H20      |
|                    | 28,048 | 26,499      | 26,340 | 24,000 | 24,949 | 23,136 | 26,795   |
|                    | 減少率    | 5.5%減       | 6.1%減  | 14.4%減 | 11.1%減 | 17.5%減 | 4.5%減    |
| 第2期計画<br>平成21～25年度 | H19    | H21         | H22    | H23    | H24    | H25    | H25      |
|                    | 21,892 | 21,400      | 21,753 | 20,675 | 20,128 | 20,306 | 21,434   |
|                    | 減少率    | 2.2%減       | 0.6%減  | 5.6%減  | 8.1%減  | 9.2%減  | 2.1%減    |
| 第3期計画<br>平成26～30年度 | H24    | H26         |        |        |        |        | H30      |
|                    | 26,215 | 24,010      |        |        |        |        | 24,668   |
|                    | 減少率    | 8.4%減       |        |        |        |        | 5.9%減    |

※各計画ごとに排出係数が異なっているため、実績と基準年の温室効果ガス排出量が異なります。また、第3期計画から、指定管理施設が計画の対象に含まれています。

## ● 省エネの仕組みの活用

環境マネジメントシステムは、事業所が環境負荷の少ない事業活動に自主的に取り組むための仕組みのことで、

市内の事業所の環境マネジメントシステムを活用した環境への取り組みを支援するため、まいづる環境市民会議と協働での普及活動のほか、認証を取得する事業所への補助制度を設けています。

国際規格である ISO14001のほか、KES、エコアクション21、エコステージなどが補助の対象となります。平成26年度は4件の利用がありました。

## ● 省エネルギー、新エネルギー技術の導入

市内の事業者の環境対策を促進するため、「中小企業地球温暖化対策特別融資（舞グリーン）」と「中小企業環境対策設備導入促進補助金（舞グリーン・プラス）」を設け、新エネルギーや省エネルギー設備、低公害車、LED 設備、屋上緑化の導入等に対する融資・補助を実施しています。制度運用開始から平成26年度末までに、舞グリーン（22年度～）は18件、舞グリーン・プラス（23年度～）は16件の利用がありました。

## 交通対策の取り組み

| H17 (基準年)                | H23   | H24   | H25   | H26   |   | H32 (目標) |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|---|----------|
| 電気自動車 (EV・PHV) の普及台数 (台) |       |       |       |       |   |          |
| 0                        | 13    | 26    | 45    | 74    | ➡ | 10,000   |
| 達成度 (%)                  | 0.1 ● | 0.3 ● | 0.5 ● | 0.7 ● |   | 100      |
| 電気自動車急速充電器の設置数 (基)       |       |       |       |       |   |          |
| 0                        | 2     | 3     | 3     | 7     | ➡ | 10       |
| 達成度 (%)                  | 20 🌱  | 30 🌱  | 30 🌱  | 70 🌳  |   | 100      |

## ● クリーンエネルギー車の普及

温室効果ガスや排気ガスの排出削減と道路騒音の低減に有効なクリーンエネルギー車の普及促進のため、電気自動車の急速充電器を1基、市役所本庁前に設置しています。

平成26年度末では、市役所に設置のものを含め、市内に計7基の急速充電器が設置されています。

なお、利用条件等の詳細は、京都府のホームページ（京都府充電インフラネットワーク（急速充電器設置場所））をご覧ください。

また、市の公用車に電気自動車を1台配備し、市民の皆さんからの応募作品を車体にラッピングしています。



市役所玄関前に設置した急速充電器

海フェスタや赤れんがフェスタ in 舞鶴2014では、「クリーンエネルギー自動車展示試乗会」を開催し、来場者にEV車やPHV車などの試乗を体験していただきました。

このほか、電気自動車（EV・PHV）と、電気自動車から家庭へ電力を供給する設備の導入支援補助金を設けており、平成26年度は23件の利用がありました。



展示試乗会

## 環境マネジメントシステムに取り組もう

### ? 環境マネジメントシステムとは

事業者や組織が、環境保全のために自主的に方針や目標を設定して取り組むことを「環境マネジメント」といい、その取り組みを進めていくための体制・手続きなどの仕組みを『環境マネジメントシステム』（Environmental Management System = EMS）といいます。

事業活動を“環境にやさしいものに変えていく”ための効果的な手法として期待されるもので、取り組み方や目的に応じたさまざまなマネジメントシステムがあります。

### ? 環境マネジメントシステムには、どんなものがあるのか

国際規格である ISO14001のほか、中小企業や公共機関向けに、より取り組みやすく作成された KES（京都 環境マネジメントシステム スタンダード）、環境省が策定したエコアクション21などがあります。

### ? 導入のメリットは

考えられるメリットとしては、

- ①環境にやさしい企業として社会的地位の向上やイメージアップになる
  - ②省資源や省エネルギーを通じて、経費節減につながる
  - ③環境にやさしい商品やサービスを提供することで、ビジネスチャンスが広がる
  - ④組織内部の管理体制の効率化につながる
  - ⑤社員の環境保全意識の向上が期待できる
- などが上げられます。

市内の事業者が環境マネジメントシステムを導入する場合には、補助制度が利用できます。詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。

## ごみの減量

| H17 (基準年)                    | H23   | H24   | H25   | H26   |  | H32 (目標) |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|--|----------|
| <b>市民一人あたりのごみ排出量 (g/人・日)</b> |       |       |       |       |  |          |
| 982                          | 874.1 | 883.8 | 888.9 | 884.4 |  | 845      |
| 達成度 (%)                      | 96.7  | 95.6  | 95.1  | 95.5  |  | 100      |
| <b>マイバッグの使用率 (%)</b>         |       |       |       |       |  |          |
| 10.6                         | 30.6  | 28.7  | 29.1  | 30.0  |  | 50       |
| 達成度 (%)                      | 61.2  | 57.4  | 58.2  | 60.0  |  | 100      |
| <b>フリーマーケットの来場者数 (人/年度)</b>  |       |       |       |       |  |          |
| 370                          | 710   | 599   | 740   | 570   |  | 1,500    |
| 達成度 (%)                      | 47.3  | 39.9  | 49.3  | 38.0  |  | 100      |

### ● ごみの発生抑制 (リデュース) の推進

#### 【可燃ごみ「有料化」の実施】

ごみの減量や分別等の資源化を進めるため、平成17年10月から可燃ごみの「有料化」を実施しています。

ごみ処理費用の一部が上乗せされたごみ袋 (指定袋) を使ってごみを排出することで、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保する「受益者負担」の考え方を採用しています。

平成26年度の可燃ごみの排出量は、24,053.8ト (11年参照) となっており、有料化実施前の16年の33,243.3トと比べて27.6%のごみ減量が図られています。

### ● 再使用 (リユース) の推進

#### 【再製品の展示・提供 (随時) / リサイクルプラザ】

粗大ごみの中でまだ使える家具等を再生し、2カ月ごとに展示して希望者に抽選で有償提供しています。毎回、約100点を展示、提供しています。

- ・ 展示期間 偶数月 (2・4・6・8・10・12月) の1カ月間
- ・ 申込み期間 展示している月の平日 (8時30分～16時30分)  
展示している月の第三日曜日 (13時～16時30分)

#### 【子ども服の展示・提供 (随時) / リサイクルプラザ】

子ども服の展示・提供ブースを設置しています。

子どもの成長等で不要となった子ども服を市民の皆さんから提供いただき、必要としている方に無償でお譲りしています。常時、100点を展示しています。

### 【「ゆずります、もらいます」コーナーの開設 / リサイクルプラザ】

家庭で不要になった家具や電化製品などを掲示板に張り出し、欲しい人に提供する「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。

備え付けの掲示用カード品物等を記入し、3カ月間掲示し、掲示板を見た譲りたい人ともらいたい人が直接やり取りしています。

### 【フリーマーケットの開催 / リサイクルプラザ】

家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品などをごみとして捨てるのではなく、安価で売買する機会としてフリーマーケットを開催しています。

例年、年2回開催し、毎回約25店の出店があります。平成26年度は6月、11月に開催し、2回の合計で570人の来場者がありました。

### 【リサイクル教室の開催 / リサイクルプラザ】

粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています。

平成26年度は6・8・12月の3回企画し (8月は親子教室として実施)、参加者は合計で24人でした。

## 指定ごみ袋料金の使い道

指定ごみ袋の売り上げは、平成26年度で161,246,445円でした。この収入は、ごみの処分や減量化のための様々な事業に使っています。

### ■ 指定ごみ袋の売り上げ (可燃ごみ処分手数料)

|         |             |             |             |             |             |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 年度      | 17          | 18          | 19          | 20          | 21          |
| 手数料 (円) | 142,738,735 | 180,515,335 | 181,324,420 | 178,829,755 | 175,623,310 |
| 年度      | 22          | 23          | 24          | 25          | 26          |
| 手数料 (円) | 172,471,650 | 169,095,330 | 171,492,275 | 179,483,145 | 161,246,445 |

### 指定ごみ袋の作成などの経費… 77,873,118円

- ごみ袋の作成費用
- 運搬や保管費用
- 販売店への手数料 ほか

### ごみ減量のための啓発経費など… 22,291,894円

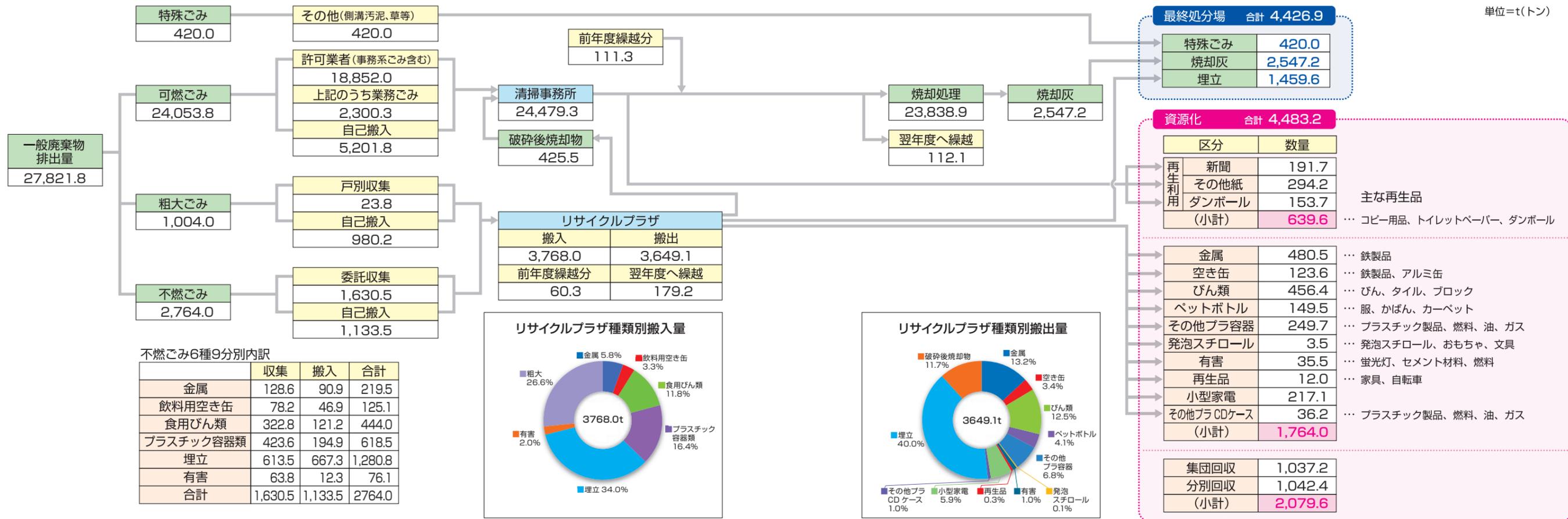
- 不法投棄対策パトロール費用
- ごみ分別ルールブックの作成費用
- ボランティア用袋の作成や回収
- 啓発看板の作成 ほか

### ごみ焼却施設の管理経費… 61,081,433円



# 2 循環型社会の確立

## 平成 26 年度一般廃棄物（ごみ）の搬出入区分図



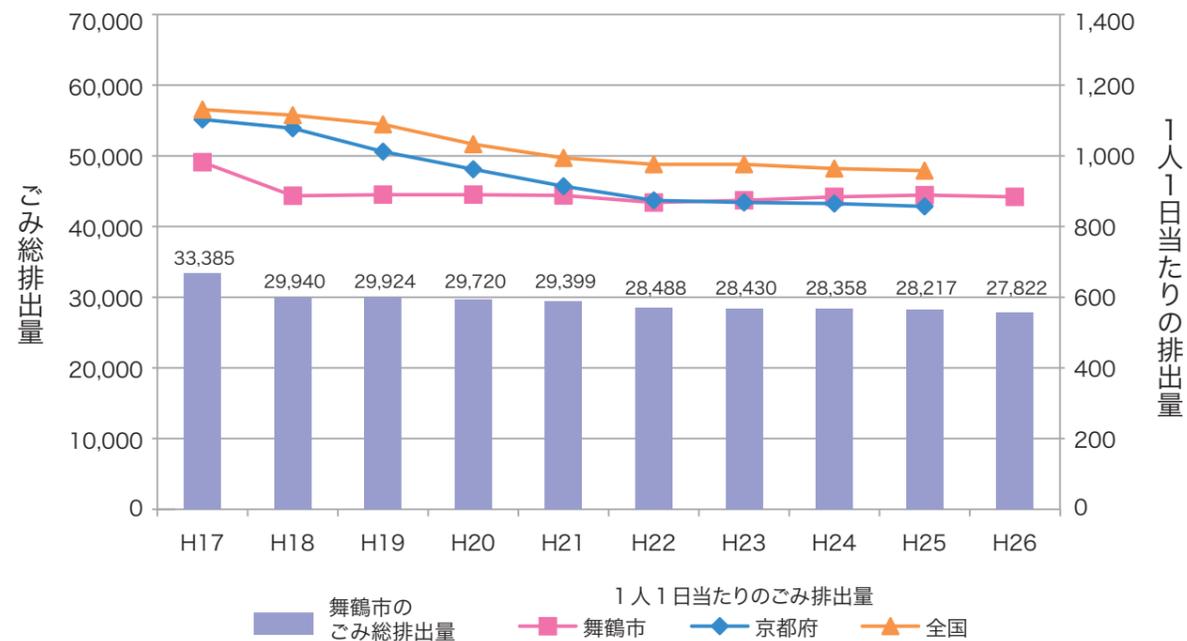
## ごみ排出量の推移

| 区分                  | 単位    | H17      | H18      | H19※6    | H20      | H21      | H22      | H23※6    | H24      | H25      | H26      |
|---------------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 可燃ごみ<br>(事業系含む)     | 収集    | 24,574.3 | 21,272.3 | 20,958.2 | 20,587.2 | 20,223.8 | 19,382.8 | 19,509.2 | 19,137.8 | 18,850.6 | 18,852.0 |
|                     | 自己搬入  | 4,629.1  | 4,395.1  | 5,025.6  | 5,349.0  | 5,495.8  | 5,324.1  | 5,254.5  | 5,172.3  | 5,399.2  | 5,201.8  |
|                     | 計     | 29,203.4 | 25,667.4 | 25,983.8 | 25,936.2 | 25,719.6 | 24,706.9 | 24,763.7 | 24,310.1 | 24,249.8 | 24,053.8 |
| 不燃ごみ                | 収集    | 2,512.2  | 2,438.7  | 2,324.9  | 2,190.1  | 2,074.8  | 2,093.4  | 1,936.6  | 1,909.3  | 1,800.7  | 1,630.5  |
|                     | 自己搬入  | 789.1    | 832.6    | 921.1    | 922.5    | 939.9    | 966.0    | 944.4    | 1,128.9  | 1,166.8  | 1,133.5  |
|                     | 計     | 3,301.3  | 3,271.3  | 3,246.0  | 3,112.6  | 3,014.7  | 3,059.4  | 2,881.0  | 3,038.2  | 2,967.5  | 2,764.0  |
| 粗大ごみ                | 収集    | 28.5     | 25.8     | 21.8     | 21.7     | 19.1     | 18.3     | 16.9     | 17.7     | 23.9     | 23.8     |
|                     | 自己搬入  | 851.6    | 975.3    | 672.0    | 649.8    | 645.9    | 702.9    | 768.5    | 992.3    | 976.0    | 980.2    |
|                     | 計     | 880.1    | 1,001.1  | 693.8    | 671.5    | 665.0    | 721.2    | 785.4    | 1,010.0  | 999.9    | 1,004.0  |
| ごみ排出量<br>合計         | 収集    | 27,115.0 | 23,736.8 | 23,304.9 | 22,799.0 | 22,317.7 | 21,494.5 | 21,462.7 | 21,064.8 | 20,675.2 | 20,506.3 |
|                     | 自己搬入  | 6,269.8  | 6,203.0  | 6,618.7  | 6,921.3  | 7,081.6  | 6,993.0  | 6,967.4  | 7,293.5  | 7,542.0  | 7,315.5  |
|                     | 計     | 33,384.8 | 29,939.8 | 29,923.6 | 29,720.3 | 29,399.3 | 28,487.5 | 28,430.1 | 28,358.3 | 28,217.2 | 27,821.8 |
| 人口※1                | 人     | 93,192   | 92,529   | 91,831   | 91,498   | 90,695   | 89,899   | 88,869   | 87,909   | 86,967   | 86,188   |
|                     | 世帯数※1 | 39,853   | 39,943   | 40,136   | 40,479   | 40,531   | 40,500   | 40,262   | 40,148   | 40,270   | 40,457   |
| 1人1日<br>当たりの<br>排出量 | 可燃ごみ  | 858.5    | 760.0    | 773.1    | 776.6    | 776.9    | 753.0    | 761.3    | 757.6    | 763.9    | 764.6    |
|                     | 不燃ごみ  | 97.1     | 96.9     | 96.6     | 93.2     | 91.1     | 93.2     | 88.6     | 94.7     | 93.5     | 87.9     |
|                     | 粗大ごみ  | 25.9     | 29.6     | 20.6     | 20.1     | 20.1     | 22.0     | 24.1     | 31.5     | 31.5     | 31.9     |
|                     | 計     | 981.5    | 886.5    | 890.3    | 889.9    | 888.1    | 868.2    | 874.0    | 883.8    | 888.9    | 884.4    |
| 1日当たり排出量            |       | 91.5     | 82.0     | 81.8     | 81.4     | 80.5     | 78.0     | 77.7     | 77.7     | 77.3     | 76.2     |
| 中間処理に係る資源化量※2       | t=トン  | 2,965.5  | 3,054.7  | 2,982.8  | 2,847.3  | 2,711.6  | 2,645.9  | 2,436.4  | 2,511.0  | 2,438.6  | 2,403.6  |
| 集団回収量※3             | t=トン  | 1,023.4  | 1,284.4  | 1,362.0  | 1,551.2  | 1,416.6  | 1,360.2  | 1,167.5  | 1,152.7  | 1,128.0  | 1,037.2  |
| 分別回収量※4             | t=トン  | 1,082.3  | 2,105.3  | 1,983.4  | 1,797.6  | 1,598.6  | 1,489.0  | 1,404.8  | 1,286.1  | 1,183.7  | 1,042.4  |
| リサイクル率※5            | %     | 14.3     | 19.3     | 19.0     | 18.7     | 17.7     | 17.5     | 16.2     | 16.1     | 15.6     | 15.0     |

※1 人口・世帯数は各年度末人口・世帯数(外国人含む)。 ※2 資源化量には集団回収分は含まない。  
 ※3 集団回収は古紙類、繊維類、アルミ類。 ※4 分別回収は古紙で平成17年9月から実施。  
 ※5 リサイクル率=(中間処理に係る資源化量+集団回収量+分別回収量)/(ごみ排出量+集団回収量+分別回収量)  
 ※6 閏年は、1年を366日として計算。

資料 市生活環境課

## 1人1日当たりの排出量の推移



## リサイクルの推進

| H17 (基準年)                  | H23   | H24   | H25   | H26   |  | H32 (目標) |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|--|----------|
| <b>リサイクル率 (%)</b>          |       |       |       |       |  |          |
| 14.3                       | 16.2  | 16.1  | 15.6  | 15.0  |  | 25       |
| 達成度 (%)                    | 64.8  | 64.4  | 62.4  | 60.0  |  | 100      |
| <b>紙類資源化量 (t-年度)</b>       |       |       |       |       |  |          |
| 2,958                      | 3,373 | 3,165 | 2,988 | 2,672 |  | 5,000    |
| 達成度 (%)                    | 67.5  | 63.3  | 59.8  | 53.4  |  | 100      |
| <b>マイ・リサイクル店の認定店舗数 (店)</b> |       |       |       |       |  |          |
| 22                         | 25    | 25    | 24    | 24    |  | 35       |
| 達成度 (%)                    | 71.4  | 71.4  | 68.6  | 68.6  |  | 100      |

### ● ごみ分別の徹底

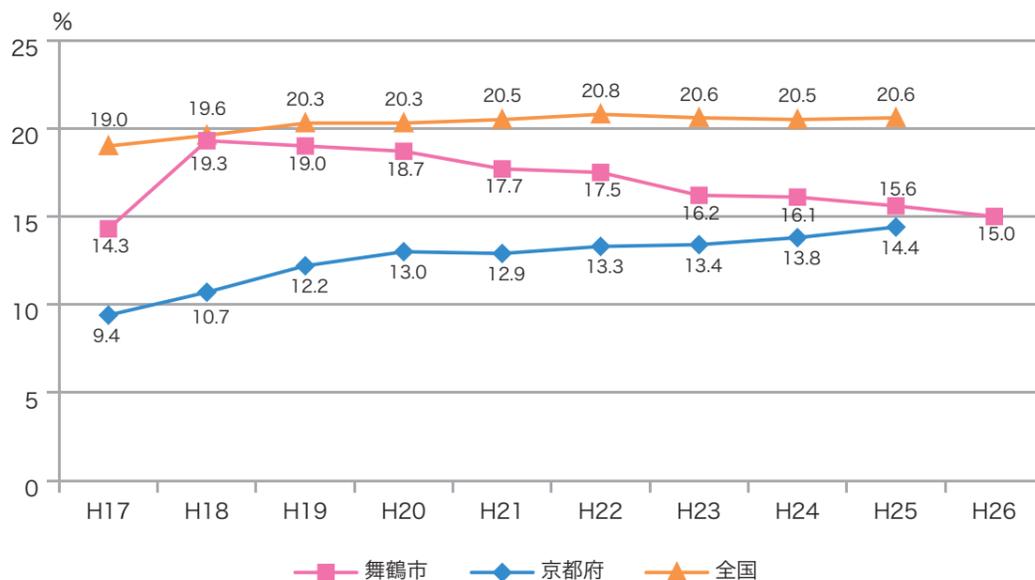
#### 【不燃ごみ「6種9分別」の実施】

平成10年5月、3分別で収集していた不燃ごみを、リサイクルプラザの稼働に合わせて、6種9分別に細分化して収集を開始しました。

以降、各自治会から集積所に分別指導員を配置いただき、市民一体となって、分別の徹底に取り組んでいます。

平成26年度のごみ排出量全体のリサイクル率は15.0%でした。

### リサイクル率の推移



### 【「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」の発行】

平成10年度の不燃ごみ6種9分別収集の開始に合わせ、毎年一回、不燃ごみの収集日程や分別方法を周知する冊子を発行しています。

この冊子「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」では、可燃ごみと不燃ごみの分別や排出方法、ごみ処理に関連する制度等を紹介しています。

### 【小型家電リサイクル回収ボックスの設置】

平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」に対応するため、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証実験（市町村提案型）」により、26年10月から公共施設6カ所に回収用ボックスを設置し、集まった家電製品等を認定リサイクル事業者へ引き渡す事業を実施しています。

平成26年度の回収量は、約360<sup>kg</sup>となっています。



小型家電回収ボックスを設置

### ● 紙ごみリサイクルの推進

#### 【古紙分別収集の実施】

平成17年9月、これまで可燃ごみとして排出されていた古紙の分別収集を開始しました。

月一回の不燃ごみの収集に合わせて、古紙を3分別（段ボール、新聞、その他の紙）で回収しています。また、古紙排出の利便性向上のため、平成27年1月からは市役所本庁舎、西支所に古紙回収ボックスを設置しています。

平成26年度の古紙回収量は、分別収集、清掃事務所への直接搬入、古紙ボックスによる回収と合わせて1,682<sup>t</sup>でした。

古紙回収ボックスを設置



#### 【古紙等資源回収報奨金】

ごみの再利用を促進して減量化するため、資源として再利用できる古紙などの集団回収を自主的に行う自治会や老人会などの団体に対して、1<sup>kg</sup>あたり3円（廃食用油は1<sup>kg</sup>あたり5円）の報奨金を交付しています。

平成26年度では、72団体で1,031<sup>t</sup>（廃食用油は2,368<sup>kg</sup>）が回収されました。

### ● 生ごみ堆肥化の促進

#### 【生ごみ処理機購入費補助金】

家庭から排出される生ごみの減量・資源化のため、生ごみ処理機の購入者に、購入金額の2分の1（限度額2万円）の補助金を交付しています。

平成26年度は、25台の処理機の購入に補助金を交付しました。

## 【生ごみ堆肥化容器購入費補助金】

家庭から排出される生ごみの減量と資源化のため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト、EMぼかし容器）を購入する人に対して、購入価格の2分の1（限度額4千円）を補助しています。平成26年度は29基の容器の購入に補助金を交付しました。

## ● 廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用

### 【古紙等資源回収報奨金（再掲）】

廃食用油の集団回収活動を自主的に行う団体に対して報奨金を交付しています。平成26年度では、2,368リットルの廃食用油が回収されました。

## ● マイ・リサイクル店の拡充

### 【マイ・リサイクル店認定制度】

ごみの発生抑制や再生利用の促進に積極的な小売店を「マイ・リサイクル店」として認定し広報することで、ごみを減量化しようとする制度です。

現在、24店を認定しており「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」等により店舗の取り組みを紹介しています。

## ごみの適正処理

| H17(基準年)                         | H23  | H24  | H25  | H26  | H32(目標) |
|----------------------------------|------|------|------|------|---------|
| 環境美化里親制度(アダプト・プログラムまいづる)の参加者数(人) |      |      |      |      |         |
| 674                              | 781  | 782  | 706  | 708  | 1,000   |
| 達成度(%)                           | 78.1 | 78.2 | 70.6 | 70.8 | 100     |
| パトロールによる不法投棄の発見数(件/年度)           |      |      |      |      |         |
| 187                              | 234  | 301  | 218  | 191  | 130     |
| 達成度(%)                           | 55.6 | 43.2 | 59.6 | 68.1 | 100     |

## ● 環境美化活動の拡充

### 【環境美化里親制度(アダプト・プログラムまいづる)】

環境美化に対する市民意識を高め、市民との協働で環境美化活動を行うため、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度」を平成13年度に創設しました。

里親である市民が散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供を行い、市は里親の活動に必要な清掃用具の支給・貸与、ごみの回収などで、その活動を支援しています。

平成26年度で、25団体5家族5個人、708人が市内の15カ所で里親活動を実施しています。

## 【ボランティア清掃の支援】

自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に、専用のごみ袋の支給や収集されたごみの回収などの支援を行っています。

## 【まいづるクリーンキャンペーンの活動支援】

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、平成8年度から7月に全市一斉清掃日を設け、清掃活動を実施しています。9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として実施し、市はごみ袋の支給や清掃後のごみ回収などの支援を行っています。

平成26年度は133組8,712人の参加申し込みがあり、一斉清掃当日(雨天のため東西メイン会場における清掃は中止)には、約9トンの散乱ごみが回収されました。

## ● 海の美化保全

### 【環境美化区域の指定】

市民、事業者が一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化を促進し良好な都市機能を保全するため、昭和59年に「環境美化条例」を制定しました。

この条例に基づき、毎年、海岸線の10地区を環境美化区域に指定し、啓発看板の設置やごみの回収、広報パトロールを地域と一体となって実施しています。

## 【舞鶴の川と海を美しくする会の活動支援】

市内28地区の会と55の事業所(平成27年4月時点)などで構成される「舞鶴の川と海を美しくする会」が、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市の規模で河川や海岸などの清掃を実施しています。

平成26年度は、のべ約17,900人の参加がありました。市は、清掃時の資材提供、清掃後のごみ回収等の支援を行っています。



丸田川の清掃

## ● 不法投棄の撲滅

### 【不法投棄防止パトロールの実施】

不法投棄を監視するため、市内を6コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。

平成26年度は昼間466回、夜間154回、計620回のパトロールを行い、191件の不法投棄を確認しました。

### 【監視カメラの設置】

不法投棄されやすい市内の数カ所に監視カメラを設置して、不法投棄を未然に防止するとともに、ごみの投棄の様子が撮影された場合は直ちに警察に告発することとしています。

## 里山・里地・里海の保全と活用

| H17 (基準年)               | H23    | H24    | H25    | H26    |   | H32 (目標) |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|---|----------|
| 間伐実施面積 (ha)             |        |        |        |        |   |          |
| 0                       | 164.95 | 131.90 | 187.21 | 122.34 | ➡ | 1,300    |
| 達成度 (%)                 | 12.7   | 10.1   | 14.4   | 9.4    |   | 100      |
| 遊休農地面積 (ha)             |        |        |        |        |   |          |
| 181                     | 193    | 247    | 202    | 246    | ➡ | 181      |
| 達成度 (%)                 | 93.8   | 73.3   | 89.6   | 73.6   |   | 100      |
| 藻場保全活動面積 (ha)           |        |        |        |        |   |          |
| 0                       | 3.6    | 3.6    | 3.6    | 3.6    | ➡ | 6.5      |
| 達成度 (%)                 | 55.4   | 55.4   | 55.4   | 55.4   |   | 100      |
| ふるさとボランティア活動参加者数 (人/年度) |        |        |        |        |   |          |
| 29                      | 9      | 63     | 88     | 130    | ➡ | 100      |
| 達成度 (%)                 | 9      | 63     | 88     | 130    |   | 100      |

### ● 里山の保全と活用



手入れ困難な山の間伐を代行。間伐材は薪加工して配布

木材需要の減少や林業者の高齢化・後継者不足、放置竹林の拡大などに対応し、森林の多面的機能向上により里山を保全するため、間伐材を搬出利用した森林所有者などを支援しています。

平成26年度に搬出利用された間伐材は、2,612㎡でした。また、24年度からは、持ち主自身で手入れすることが困難な山の間伐を代行するかわりに、伐採した間伐材を薪加工し一般市民に配布するという取り組みを開始しました。

この取り組みにより、木質燃料の拡大や山の手入れの促進が期待されます。

そのほか、「特定非営利活動法人 山悠遊 森林サポートまいつる」では、森林ボランティアの一環として年に2～3回、山の手入れの仕方を教える間伐講習会やキノコの植菌体験、薪作り教室を開催しています。平成26年度は計45人の参加がありました。

### ● 里地の保全と活用

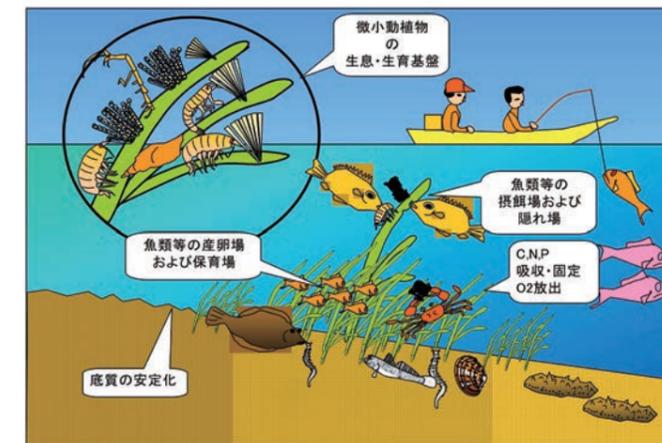
過疎や高齢化による耕作放棄地などの遊休農地の増加に歯止めをかけ、市民の手で里地を保全するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度により支援を行っています。

平成26年度は、610戸を対象に耕作や草刈り等による農地の維持管理、用排水路の改修や農道の整備等による農業設備の維持管理、子どもに対する農業学習等を通じた普及啓発活動などが行われました。



棚田オーナーの田植え作業 (西方寺)

### ● 里海の保全と活用



出典：水産庁 (アマモ類の自然再生ガイドライン)

市と舞鶴市藻場保全活動グループ (京都府漁業協同組合) では、平成25年からの3カ年計画で、田井・小橋・三浜・舞鶴湾口の計4カ所において藻場保全活動を行っています。

藻場は、海を汚す栄養分や地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するだけでなく、海の生き物の住処や餌場になり、また外敵から身を守る役目を担うため生育場所や産卵場所としても機能するものです。

これまでに、主に母藻の設置やウニの除去を行っており、平成26年度は、これらの活動とモニタリング活動に取り組みました。

### ● グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

京都府では、ふるさと保全活動の一環として、ふるさとボランティア活動を推進しており、農地の草刈りや雑竹木伐採・搬出など農村の体験を通して、都市と農村の交流活動を支援しています。

平成26年度は舞鶴市内で計3回開催され、130人の参加がありました。

また、野原地区の漁業漁村体験施設や「まいつる野原漁村交流推進協議会」では、漁村での生活を体験してもらうため、漁業体験や漁村体験型教育旅行の受け入れを行っています。

平成26年度は約3,000人の利用がありました。



ふるさとボランティア参加者による草刈り (上佐波賀)

## 野生生物との共生

| H17(基準年)                                  | H23   | H24   | H25  | H26    |   | H32(目標) |
|---|-------|-------|------|--------|---|---------|
| 京都府レッドリスト選定種数(野生生物・絶滅寸前種・絶滅危惧種・準絶滅危惧種)(種) |       |       |      |        |   |         |
| 167                                       | 167   | 167   | 167  | 177    | → | 167     |
| 達成度(%)                                    | 100   | 100   | 100  | 94.4   |   | 100     |
| 天然記念物の指定件数(件)                             |       |       |      |        |   |         |
| 10  | 12    | 12    | 12   | 12     | → | 15      |
| 達成度(%)                                    | 80    | 80    | 80   | 80     |   | 100     |
| 有害鳥獣による農作物の被害面積(a)                        |       |       |      |        |   |         |
| 2,853                                     | 1,959 | 1,550 | 2004 | 577(※) | → | 1,100   |
| 達成度(%)                                    | 56.2  | 71    | 54.9 | -      |   | 100     |

### ● 野生動植物の把握と保護

まいづる環境市民会議では、舞鶴に生息している動植物や特色ある景観等を「地域の宝物」として募集。寄せられた448件の情報を活かし、舞鶴の豊かな自然・動植物を紹介するフィールドワーク向けの環境啓発冊子「舞鶴フィールドミュージアム」を発行(裏表紙参照)しました。併せてインターネット上でも閲覧できるように、市ホームページにWEB版を掲載することで、提供された情報の発信を行っています。

このような活動を通して、本市の恵まれた自然環境や多様な動植物を守ることに努めています。

### ● 外来生物の把握と駆除

アライグマを有害鳥獣及び特定外来生物として捕獲・駆除しています。二重に対応することで、よりいっそうの駆除に努めており、平成26年度は28頭を捕獲しました。

### ● 有害鳥獣への的確な対応

有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、檻や電気柵の設置など捕獲と防除を主に対策をとっています。

平成26年度の有害鳥獣捕獲実績は、動物1,575頭・鳥類592頭でした。

被害面積(※)は、26年度は自己消費地の被害面積を除いており、577aとなっています。



捕獲されたイノシシ

## 自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」

### 舞鶴フィールドミュージアムを発行

舞鶴の宝物である豊かな自然の魅力を伝え、将来世代へと引き継いでいくため、舞鶴市とまいづる環境市民会議(34名)により、自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」を作成しました(平成27年3月発行、裏表紙参照)。

舞鶴に生息する動植物や特色ある景観など9部門計448点を紹介するとともに、フィールドワークのモデルコース9コースを掲載。自宅や学校等でご覧いただくのはもちろん、実際にフィールドに出かけ、自然観察に活用していただける内容となっています。



舞鶴フィールドミュージアム



夕潮台公園での自然観察会

### 自然観察会を開催

まいづる環境市民会議では、本書を活用した自然観察会を開催しました。

自然観察会当日は、参加者にとって中には初めての場所や見たこともない生物など、新たな自然の発見があり、また、見慣れたものでもガイドの説明による再発見があるなど、歓声や驚きの声が聞かれました。

実際にフィールドへ出かけ、自然と触れ合い五感で感じるにより、新たな発見や感動を体験でき、自然への理解が深まることにつながります。

### 自然との共生社会の確立へ

私たちが暮らす舞鶴は、都会にはない豊かな自然があり、農林水産業やきれいな空気、景観、自然との触れ合いやレジャーなど、生物多様性の恩恵を多くの場面で受けて成り立っています。

舞鶴を含めた日本、さらには世界で生物の絶滅が急速に進んでいる現代において、将来世代に自然とその恵みを引き継いでいくためには、私たち一人一人が、生物多様性の価値を認識し、日々の暮らしの中でその保全を心がける必要があります。

本書は、心豊かに暮らせるまち舞鶴の魅力を再発見していただくとともに、自然との共生社会の実現に向けた一助となることを目的に作成されました。ぜひご活用ください。



多祢山での自然観察会

## 大気環境の保全

| H17 (基準年)                             | H23         | H24         | H25         | H26         | H32 (目標)        |
|---------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 大気中の二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 濃度 (ppm) |             |             |             |             |                 |
| 0.007~0.027                           | 0.005~0.022 | 0.006~0.019 | 0.006~0.015 | 0.005~0.017 | 環境基準値<br>0.06以下 |
| 達成度 (%)                               | 100         | 100         | 100         | 100         | 100             |

### ● 大気の現況把握

京都府及び関西電力(株)が大気汚染状況を常時監視しています。

|      |   |
|------|---|
| 測定地点 | 京都府東舞鶴測定局 … 浜 (新舞鶴小学校) に設置<br>関西電力(株)測定局 … 三浜、岡安、和田、七日市、上東に設置 |
|------|---|

### ● 工場、事業場からの大気汚染 (含む悪臭) の抑制

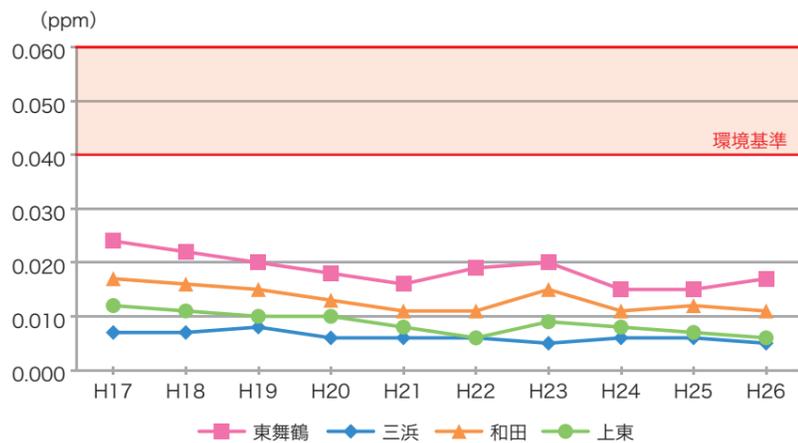
市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

### ● 自動車排ガスの監視強化

市では、交通量の多い道路27カ所で年一回、二酸化窒素の簡易測定を実施し、自動車排ガスによる影響を監視しています。

## 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の測定結果

二酸化窒素は、工場やボイラー、自動車のエンジン、家庭用のコンロやストーブなどでの燃料の燃焼に伴い発生します。平成17～26年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



**二酸化窒素**

**環境基準**  
1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

**年間の環境基準評価方法**  
年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

## 二酸化窒素の測定結果 (市測定分)

単位: ppm

| 区分    | 道路名         | 測定地点      | H26   |
|-------|-------------|-----------|-------|
| 国道    | 27号         | 舞鶴市字真倉地内  | 0.017 |
|       | 27号         | 舞鶴市字十倉地内  | 0.026 |
|       | 27号         | 舞鶴市字北田辺地内 | 0.024 |
|       | 27号         | 舞鶴市字上安地内  | 0.028 |
|       | 27号         | 舞鶴市字北吸地内  | 0.026 |
|       | 27号         | 舞鶴市字浜地内   | 0.043 |
|       | 27号         | 舞鶴市田中町地内  | 0.019 |
|       | 27号         | 舞鶴市字小倉地内  | 0.017 |
|       | 175号        | 舞鶴市字上福井地内 | 0.019 |
|       | 175号        | 舞鶴市字寺内地内  | 0.034 |
| 177号  | 舞鶴市字魚屋地内    | 0.019     |       |
| 主要地方道 | 東舞鶴・停車場線    | 舞鶴市字浜地内   | 0.026 |
|       | 舞鶴和知線       | 舞鶴市字行永地内  | 0.019 |
|       | 舞鶴和知線       | 舞鶴市字行永地内  | 0.017 |
|       | 志高西舞鶴線      | 舞鶴市字公文名地内 | 0.013 |
|       | 舞鶴綾部福知山線    | 舞鶴市字七日市地内 | 0.015 |
|       | 小倉西舞鶴線      | 舞鶴市字森地内   | 0.024 |
|       | 小倉西舞鶴線      | 舞鶴市字福来地内  | 0.032 |
|       | 小倉西舞鶴線      | 舞鶴市清美が丘地内 | 0.024 |
|       | 小倉西舞鶴線      | 舞鶴市字行永地内  | 0.022 |
|       | 舞鶴野原港高浜線    | 舞鶴市字大波下地内 | 0.015 |
| 府道    | 物部西舞鶴線      | 舞鶴市字上福井地内 | 0.008 |
|       | 由良・金ヶ岬・上福井線 | 舞鶴市字喜多地内  | 0.013 |
|       | 余部下舞鶴港線     | 舞鶴市字長浜地内  | 0.013 |
|       | 老富・舞鶴線      | 舞鶴市字常地内   | 0.013 |
|       | 西舞鶴停車場線     | 舞鶴市字引土地内  | 0.022 |
|       | 高浜・舞鶴線      | 舞鶴市字安岡地内  | 0.011 |

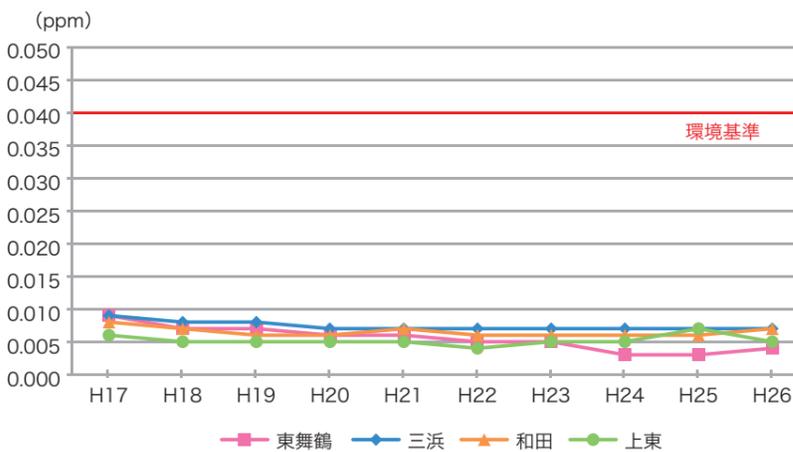
■ 年間の環境基準達成 ■ 年間の環境基準未達成

平成21年度から年1回、カプセル簡易測定方法(\*)により測定。  
27カ所すべてにおいて環境基準を達成しています。

**\*カプセル簡易測定方法**  
空気の補集管としてのフタ付プラスチック容器などに、吸収剤を染み込ませたる紙を入れ測定場所に設置。24時間経過後にカプセルを取り外し、発光液(ザルツマン液)を加えて発色させ、その色の濃さを比色計で測定して濃度を計算します。

## 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の測定結果

二酸化硫黄は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生する気体です。無色で刺激臭があります。平成17～26年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



**二酸化硫黄**

**環境基準**  
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

**年間の環境基準評価方法**  
年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.04ppm)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

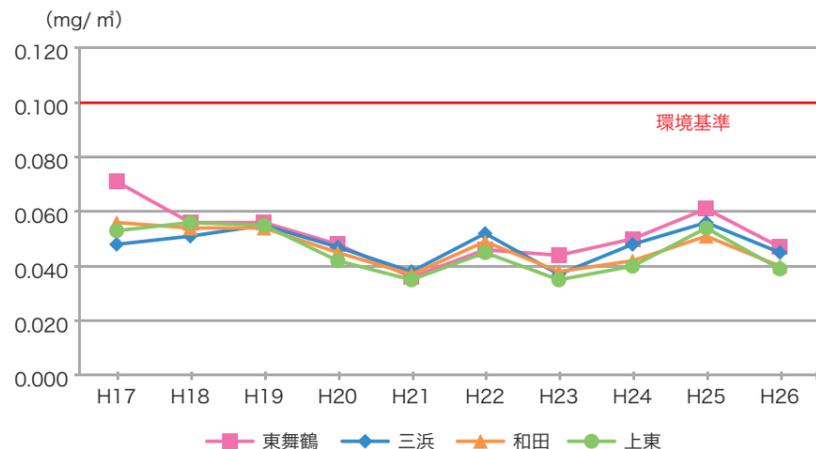
【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |

■ 年間の環境基準達成 ■ 年間の環境基準未達成

## 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

浮遊粒子状物質は、工場などのばいじんやディーゼルエンジンの排気ガスなどから発生するもので、その粒径が10 $\mu\text{m}$  (\*1) 以下のものをいいます。非常に小さいため、大気中に長時間とどまります。平成17～26年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



**浮遊粒子状物質**

**環境基準**  
1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>(\*2)以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

**年間の環境基準評価方法**  
年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

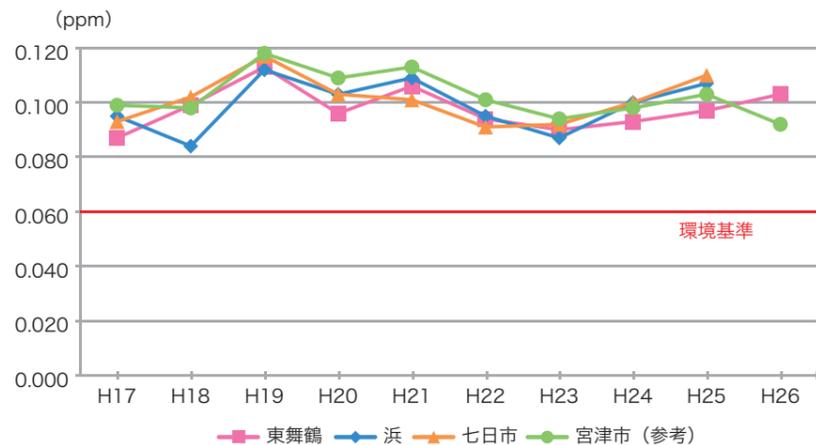
\*1  $\mu\text{m}$ : マイクロメートル。長さの単位。  
1 $\mu\text{m}$ =100万分の1メートル  
\*2 mg/m<sup>3</sup>: 大気1立法メートル中の量。  
mgは重さの単位。1mg=1000分の1グラム

【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |

■ 年間の環境基準達成  
■ 年間の環境基準未達成

## 光化学オキシダントの測定結果



**光化学オキシダント**

**環境基準**  
1時間値が0.06ppm以下であること。

**環境基準評価方法**  
6時から20時までの昼間時間帯の1時間値が0.06ppm以下であること。

【環境基準を超えた日数と時間数】

| 項目      | 年度  | 日数  |     |     |     |     | 時間数 |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|         |     | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 東舞鶴     | 日数  | 52  | 49  | 73  | 65  | 74  | 270 | 196 | 379 | 346 | 423 |
|         | 時間数 | 86  | 46  | 90  | 88  | 71  | 458 | 208 | 436 | 493 | 435 |
| 浜       | 日数  | 80  | 80  | 83  | 81  | 62  | 447 | 396 | 421 | 439 | 365 |
|         | 時間数 | 81  | 89  | 123 | 128 | 92  | 460 | 491 | 829 | 916 | 645 |
| 宮津市(参考) | 日数  | 78  | 43  | 59  | 56  | 59  | 371 | 229 | 286 | 280 | 385 |
|         | 時間数 | 80  | 58  | 93  | 78  | -   | 413 | 263 | 456 | 452 | -   |
| 七日市     | 日数  | 65  | 59  | 74  | 73  | -   | 316 | 311 | 380 | 410 | -   |
|         | 時間数 | 91  | 58  | 69  | 88  | 69  | 520 | 306 | 401 | 508 | 442 |

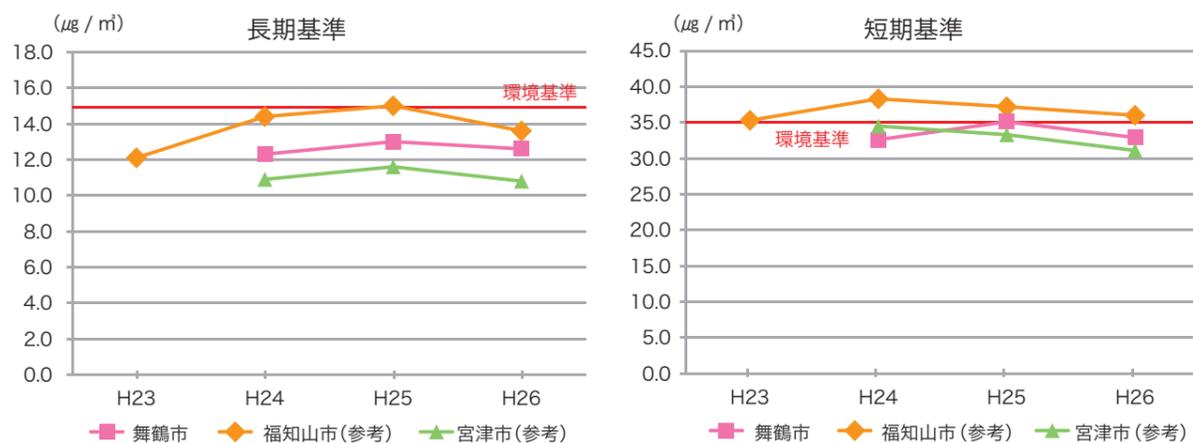
光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすことで発生します。濃度が高くなり、白くモヤがかかったような状態が光化学スモッグです。平成17～26年度の10年間、一度も環境基準を達成していません。

また、京都府測定分において環境基準を超えた日数が近年増加傾向にあります。これは府下全域の傾向です。環境基準超過日数が増加している理由は不明ですが、国内では原因物質の排出量が規制により減少傾向であること、もともと原因物質が少ない地方でも濃度が高くなっていることなどから、外国からの飛来が原因の一つではないかといわれています。

## PM2.5の測定結果

PM2.5は、大気中に浮遊している2.5 $\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことです。浮遊粒子状物質よりも小さな粒子であるPM2.5は、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて循環器系への影響も心配されます。

市内では平成24年度から測定を行っており、長期基準(年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)では環境基準を達成していますが、短期基準(日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)では、平成26年度に測定値が環境基準を超過した日数が6日ありました。



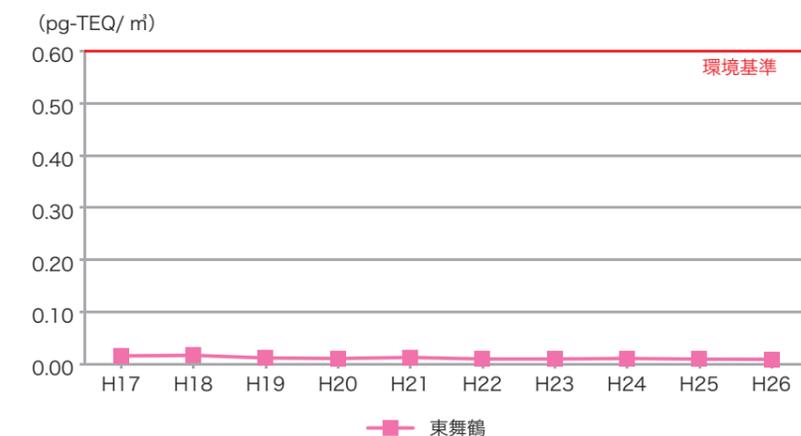
**PM2.5**

**環境基準**  
1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

**環境基準評価方法**  
1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること、かつ、年間を通じて測定した1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

## ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、ものが燃える過程などで発生します。非常に毒性が強く、分解しにくい性質を持っているのが特徴です。市内では、毎年環境基準を達成しています。



**ダイオキシン類**

**環境基準**  
年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>(\*1)以下であること。

\*1 pg-TEQ/m<sup>3</sup>: 大気1立法メートル中の量。  
pgは重さの単位。1pg=1兆分の1グラム。  
TEQは、複数種類あるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(TCDD)の毒性に換算した値(毒性等量)ということを表します。

## 水環境の保全

| H17 (基準年)                                       | H23     | H24     | H25     | H26     | H32 (目標)     |
|---|---------|---------|---------|---------|--------------|
| <b>舞鶴湾の化学的酸素要求量 (COD) 値 (mg / ℓ)</b>            |         |         |         |         |              |
| 2.3~2.9   | 2.7~3.3 | 2.5~3.1 | 2.4~3.2 | 2.0~2.4 | 環境基準値<br>2以下 |
| 達成度 (%)   | 0 ●     | 0 ●     | 0 ●     | 0 ●     | 100          |
| <b>由良川、伊佐津川、河辺川の生物化学的酸素要求量 (BOD) 値 (mg / ℓ)</b> |         |         |         |         |              |
| 0.6~1.7   | 0.6~0.9 | 0.8~1.7 | 0.5~1.1 | 0.5~2.1 | 環境基準値<br>2以下 |
| 達成度 (%)   | 100 🌳   | 100 🌳   | 100 🌳   | 95.2 🌳  | 100          |
| <b>水洗化普及率 (%)</b>                               |         |         |         |         |              |
| 70.2  | 90.9    | 92.5    | 93.5    | 94.1    | 98           |
| 達成度 (%)   | 92.8 🌳  | 94.4 🌳  | 95.4 🌳  | 96.0 🌳  | 100          |
| <b>水洗化率 (%)</b>                                 |         |         |         |         |              |
| 58  | 86.4    | 87.3    | 87.6    | 88.4    | 92           |
| 達成度 (%)   | 93.9 🌳  | 94.9 🌳  | 95.2 🌳  | 96.0 🌳  | 100          |

### ● 河川や海の現況の把握

海域（舞鶴湾）では、京都府が4地点で水質を測定しています。また、河川については、市が26地点で、京都府と国土交通省が5地点で測定を行っています。

#### 《舞鶴湾の状況》

海域の環境基準は、舞鶴湾の湾奥部2カ所と湾口部2カ所に設定されており、京都府が年6回水質を測定しています。



五老岳から見た舞鶴湾



### 舞鶴湾・COD測定結果

水中の有機物質などが、酸化剤で酸化されるときに消費される酸素量のことを化学的酸素要求量 (COD) といいます。この数値が大きいほど海の水が汚れていることになります。平成17～26年度の10年間は、環境基準が未達成となっています。



※ 指定類型A：CODに係る海域の類型はABCの3種類あり、Aの場合は、自然探勝などの環境が保全され、マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物が生息できる水質です。

#### COD指定類型A (※)

**環境基準**  
1日平均値が2.0mg/ℓ以下であること。

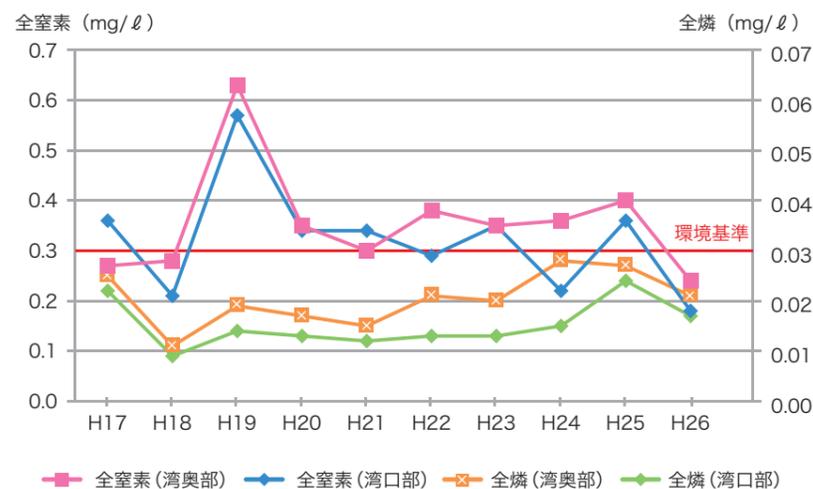
#### 年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが基準以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。  
本市の場合、2カ所の環境基準地点とともに基準を満たした場合に達成したことになります。

### 舞鶴湾・全窒素全磷測定結果

全窒素・全磷とは、水中の窒素化合物・磷化合物に含まれる窒素、磷の総量のことです。その値が大きくなると、湾内に富栄養化をもたらし、水生生物に悪い影響を与えます。

湾奥部の方が全窒素・全磷ともに濃度が少し高い傾向にあります。平成17～26年度の10年間の環境基準達成状況をみると、未達成の年度の方が達成した年度よりもやや多くなっています。



※ 指定類型II：窒素・磷に係る海域の類型はI～IVの4種類あり、IIの場合は多様な水産生物がバランスよく安定して漁獲される水質です。

#### 全窒素・全磷指定類型II (※)

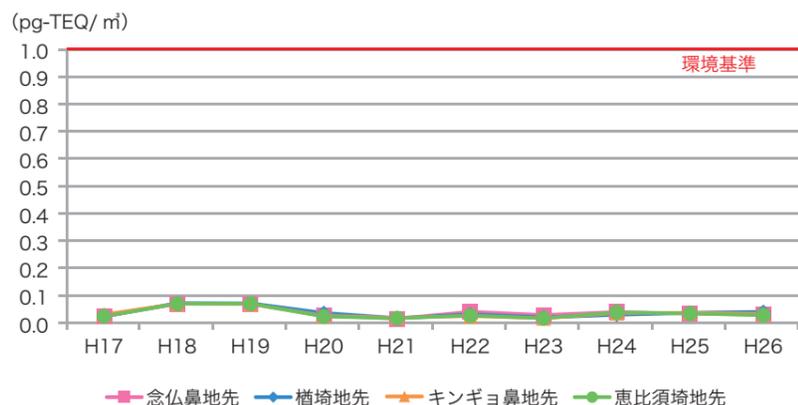
**環境基準**  
全窒素の年間平均値が0.3mg/ℓ以下であり、かつ全磷の年間平均値が0.03mg/ℓ以下であること。

#### 年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した表層水質の年間平均値の水域内平均値が、全窒素・全磷ともに基準以下であること。  
本市の場合、2カ所の環境基準地点の平均値がともに基準を満たした場合に達成したことになります。

## 舞鶴湾・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果を見ると、すべての基準点で毎年、環境基準を達成しています。

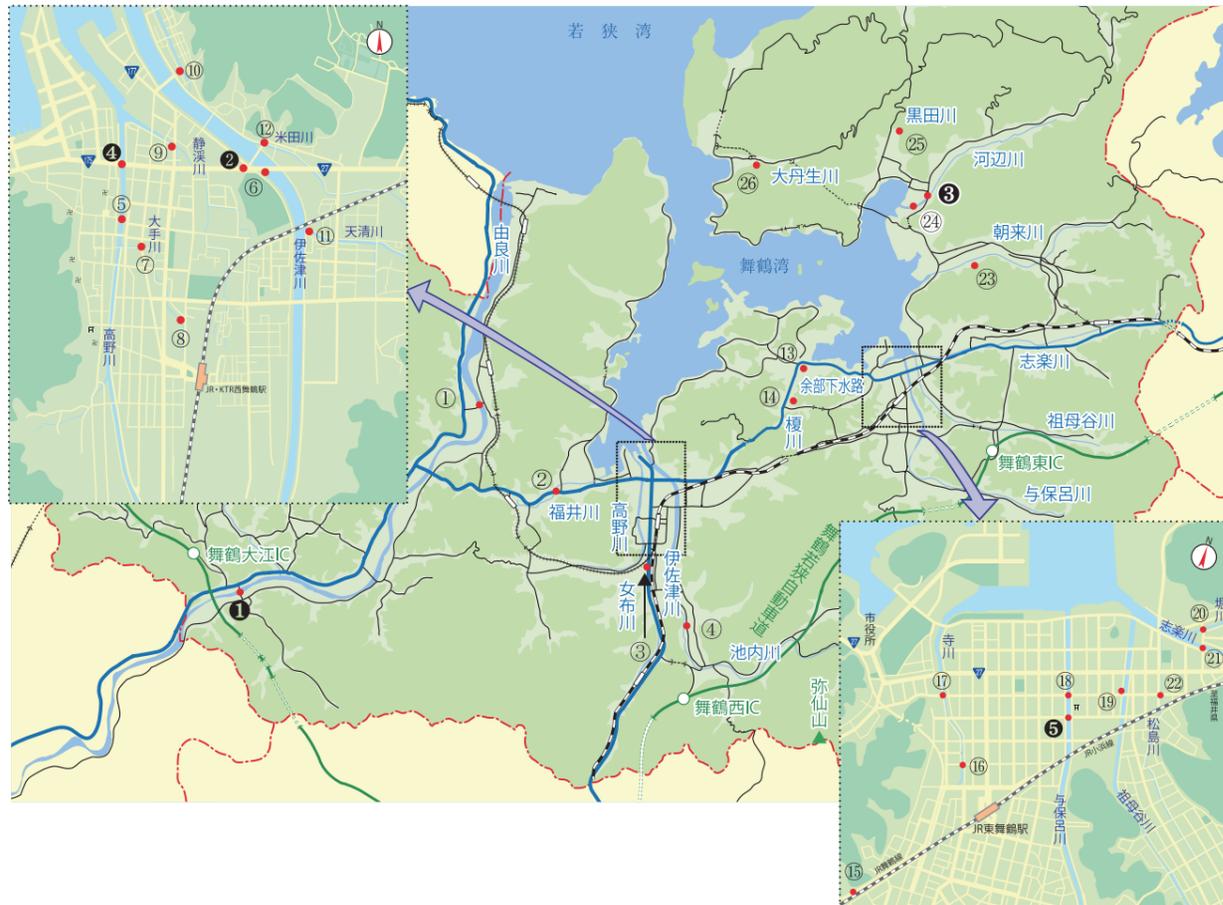


**ダイオキシン類**  
**環境基準**  
 年間平均値が1.0pg-TEQ/m以下であること。

## 《河川の状況》

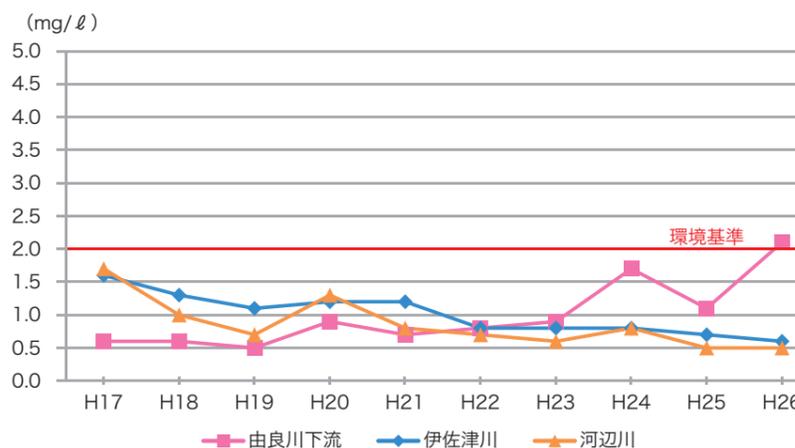
河川の環境基準は、由良川、伊佐津川、河辺川（ダイオキシン類は伊佐津川と河辺川のみ）に設定されており、京都府と国土交通省が毎月水質を測定しています。そのほか、市では年4回26カ所で河川の水質測定を実施しています。

- 《国・府測定河川》** ①由良川（由良川橋）、②伊佐津川（相生橋）、③河辺川（第一河辺川橋）、④高野川（新橋）、⑤与保呂川（桜橋）
- 《市測定河川》** ①由良川（八雲橋）、②福井川（福井橋）、③女布川（出合橋）、④池内川（山崎橋）、⑤高野川（大橋）、⑥伊佐津川（新相生橋）、⑦大手川（田辺橋）、⑧大手川（裁判所前）、⑨静溪川（新静溪橋）、⑩吉原入江（港橋）、⑪天清川（天清橋）、⑫米田川（相生小橋）、⑬余部下水路（ジャパンマリユナイテッド前）、⑭榎川（細谷橋）、⑮寺川（森三本木）、⑯寺川（初瀬橋）、⑰寺川（八島橋）、⑱与保呂川（養老橋）、⑲祖母谷川（浪速橋）、⑳堀川（乙姫橋）、㉑志楽川（竜宮橋）、㉒松島川（八島通角）、㉓朝来川（浜田橋）、㉔河辺川（第一河辺川橋下流）、㉕黒田川（赤野橋上流）、㉖大丹生川（花迫口橋）
- ※各河川の詳細データは別冊資料集に掲載しています。



## 河川・BOD測定結果

平成17～26年度の10年間のうち、平成26年度の由良川を除いては、3河川ともに年間の環境基準を達成しています。なお、由良川（下流）の環境基準点は5カ所あり、そのすべてで基準を満たしている場合に達成したことになりますが、平成26年度は5カ所のうち1カ所（由良川橋）において環境基準をやや上回りました。



**BOD指定類型A (※)**  
**環境基準**  
 1日平均値が2.0mg/l以下であること。

**年間の環境基準評価方法**  
 環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが環境基準(2.0mg/l)以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。

※ 指定類型：河川、湖沼、海域の環境基準は、水の利用目的に応じて定められており、その利水目的に適した水域を区分し類型を指定しています。また、河川の類型はA～Eの6種類あり、Aの場合は通常の水道水として利用でき、ヤマメ、イワナなどの海産物が生息できる水質です。



由良川（国府測定河川）

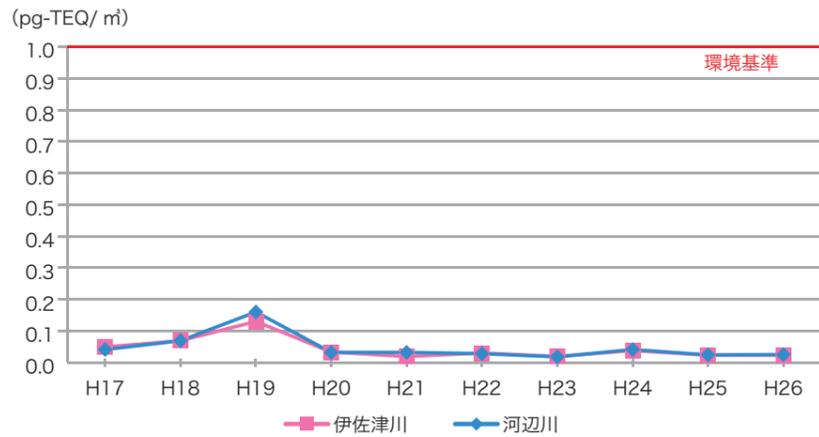


与保呂川（市測定河川）

# 4 良好な生活環境の確保

## 河川・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果をみると、いずれの基準点でも毎年、環境基準を達成しています。



**ダイオキシン類**  
**環境基準**  
 年間平均値が1.0pg-TEQ/m以下であること。

### ● 水質汚濁の抑制と改善

市と市内の主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

### ● 環境負荷が少ない農林水産業の促進

#### 【エコファーマー】

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に優しい農業に取り組む計画をたて、その計画が知事の認定を受けた農業者（個人または法人）の愛称です。

平成26年度末までに舞鶴市内でエコファーマーの認定を受けた件数は55件です。認定を受けた農産物には、エコファーマーマーク（右イラスト）を付けることができます。



#### 【海のエコラベル】

海のエコラベルは、禁漁区域や期間を定めるなど、環境に配慮した持続可能な漁業（MSC 認証取得漁業※）により漁獲された水産物に付けられるラベル（左イラスト）のことです。

京都府内では現在、京都府機船底曳網漁業連合会に所属する10隻の漁船（うち5隻が舞鶴港）が行うアカガレイ漁業が認証を受けています。（平成20年取得）

※ MSC 認証取得漁業…海洋管理協議会（MSC：Marine Stewardship Council）が定めた基準にのっとり、第三者機関の認証を受けた漁業。



### ● 水洗化の普及促進

水洗化人口（公共下水道（特環＝特定環境保全公共下水道を含む）、農・漁業集落排水、合併浄化槽）は、71,721人（水洗化率88.4%）となっており、25年度（71,264人、水洗化率87.6%）と比べ、人口比で約0.6%（水洗化率は0.8ポイント）水洗化が進んでいます。

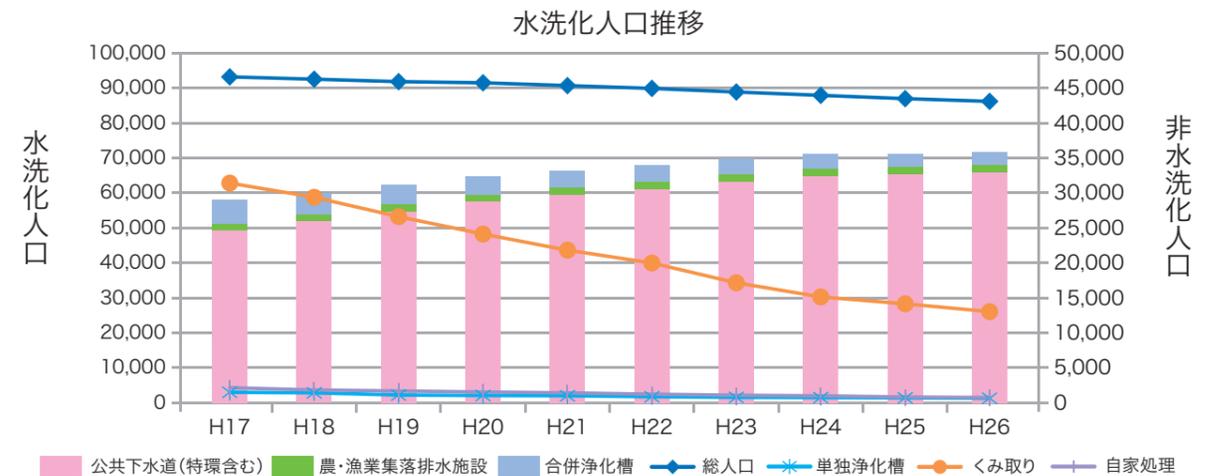
し尿の収集量は、13,223千kg（25年度15,153千kg・前年度比約12.7%減）。公共下水道事業や公設浄化槽整備事業により水洗化が進んだことで減少しています。また、浄化槽汚泥の収集量は8,011千kg（25年度8,137千kg・前年度比約1.5%減）で、公共下水道等の整備により減少しています。

### 水洗化人口の推移

| 項目            | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    |       |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 総人口           | 89,899 | 88,869 | 87,909 | 86,967 | 86,188 |       |
| 公共下水道（特環含む）人口 | 61,132 | 63,248 | 64,858 | 65,296 | 65,825 |       |
| 農・漁業集落排水施設人口  | 2,082  | 2,082  | 2,024  | 2,063  | 2,051  |       |
| 浄化槽人口         | 合併浄化槽  | 4,581  | 4,496  | 4,123  | 3,905  | 3,845 |
|               | 単独浄化槽  | 877    | 786    | 750    | 711    | 660   |
| くみ取り人口        | 19,987 | 17,162 | 15,146 | 14,157 | 13,042 |       |
| 自家処理人口        | 1,240  | 1,095  | 1,008  | 835    | 765    |       |

※人口は各年度末人口（外国人含む）

資料 市生活環境課



### し尿量等の推移

| 区分        | 単位      | H22      | H23      | H24      | H25      | H26      |
|-----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| し尿収集量     | kℓ (千ℓ) | 21,144.9 | 19,486.6 | 16,416.4 | 15,153.4 | 13,223.4 |
| 浄化槽汚泥収集量  |         | 10,698.4 | 9,206.5  | 9,163.1  | 8,136.5  | 8,011.4  |
| し尿処理施設投入量 |         | 31,843.3 | 28,693.1 | 25,579.5 | 23,289.9 | 21,234.8 |
| 1日当たり処理量  |         | 87.2     | 78.4     | 70.1     | 63.8     | 58.2     |
| し尿収集件数    | 件       | 65,955   | 60,623   | 54,597   | 50,053   | 44,547   |
| 浄化槽汚泥収集件数 |         | 2,028    | 1,942    | 1,925    | 1,801    | 1,741    |

※閏年（平成23年度）は1年を366日として計算

資料 市生活環境課

## 生活環境の保全

| H17 (基準年)                 | H23  | H24  | H25  | H26  | H32 (目標) |
|---------------------------|------|------|------|------|----------|
| 自動車騒音の環境基準が超過している地点数 (箇所) |      |      |      |      |          |
| 11                        | 5    | 6    | 7    | 8    | 5        |
| 達成度 (%)                   | 100  | 83.3 | 71.4 | 62.5 | 100      |
| 生活公害の苦情件数 (件)             |      |      |      |      |          |
| 71                        | 52   | 43   | 40   | 42   | 30       |
| 達成度 (%)                   | 57.7 | 69.8 | 75.0 | 71.4 | 100      |

### 騒音・振動公害対策の推進

騒音には、環境基準の他に、騒音規制法により要請限度(※)が定められています。市では、国道、府道の自動車騒音及び一般地域の環境騒音を毎年測定し、環境基準の達成度を評価しています。また、振動にも要請限度が定められており、道路交通振動を毎年測定しています。



騒音測定の様子

※要請限度：自動車騒音や道路交通振動の限度で、その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市は公安委員会や道路管理者に必要な措置をとるよう要請や意見を述べることができます。

### 騒音の状況 (等価騒音レベルの測定結果)

等価騒音レベルは、一定期間の平均的な騒音の程度をあらわします。平成26年度は18カ所のうち、昼間に5カ所、夜間に7カ所で環境基準を超過しています。なお、要請限度を超過した地点はありませんでした。

#### ①京都市測定分 ※1

単位: db (デシベル)

| 区分       | 道路名   | 測定地点     | 等価騒音レベル  |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |
|----------|-------|----------|----------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
|          |       |          | H17      |    | H18 |    | H19 |    | H20 |    | H21 |    | H22 |    | H23 |    | H24 |    | H25 |    | H26 |    |
|          |       |          | 昼間       | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 |
| 道路に面する地域 | 27号   | 小倉60     | 70       | 68 | 70  | 68 | 71  | 69 | 71  | 69 | 74  | 71 | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          | 27号   | 上安1925   | 73       | 70 | 74  | 70 | 73  | 69 | 73  | 70 | 73  | 68 | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          | 27号   | 京田30     | -        | -  | 70  | 67 | 70  | 66 | -   | -  | 71  | 67 | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          | 27号   | 満尻150-11 | 70       | 69 | 71  | 69 | 72  | 70 | 71  | 69 | 72  | 69 | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          | 27号   | 田中町19    | -        | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | 68 | 63  | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          | 27号   | 北吸無番地    | -        | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | 66 | 64  | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          | 175号  | 下福井901   | -        | -  | 71  | 68 | 71  | 68 | -   | -  | 70  | 67 | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          | 175号  | 下福井735   | -        | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | 69 | 64  | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          | 主要地方道 | 舞鶴野原港高浜線 | 泉源寺175-2 | 68 | 62  | -  | -   | -  | 68  | 61 | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  |
|          |       | 小倉西舞鶴線   | 倉谷1499   | 64 | 59  | -  | -   | -  | 68  | 64 | -   | -  | 69  | 64 | -   | -  | -   | -  | -   | -  | 100 | 94 |
| 小倉西舞鶴線   |       | 行永291    | -        | -  | 62  | 57 | 62  | 57 | -   | -  | 64  | 58 | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   |    |

環境基準達成: 緑色, 環境基準超過: 黄色, 要請限度超過: 赤色

資料 京都市

#### ②舞鶴市測定分 ※1

単位: db (デシベル)

| 区分       | 道路名         | 測定地点     | 等価騒音レベル  |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |    |
|----------|-------------|----------|----------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|
|          |             |          | H17      |    | H18 |    | H19 |    | H20 |    | H21 |    | H22 |    | H23 |    | H24 |    | H25 |    | H26 |    |    |
|          |             |          | 昼間       | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 |    |
| 道路に面する地域 | 27号         | 真倉416-1  | -        | -  | 67  | 66 | 66  | 65 | -   | -  | 61  | 59 | -   | -  | 60  | 58 | -   | -  | 62  | 60 | -   | -  |    |
|          | 27号         | 十倉60-1   | -        | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | 71  | 68 | 72  | 69 |    |
|          | 27号         | 北田辺170-5 | 64       | 62 | -   | -  | 64  | 61 | -   | -  | 63  | 60 | -   | -  | 66  | 63 | -   | -  | 68  | 64 | -   | -  |    |
|          | 27号         | 上安642-5  | 75       | 72 | 75  | 71 | 76  | 72 | 76  | 73 | 73  | 69 | 74  | 67 | 73  | 68 | 75  | 70 | 75  | 70 | 74  | 70 |    |
|          | 27号         | 北吸1039-3 | 72       | 69 | 72  | 69 | 70  | 67 | 70  | 67 | 65  | 62 | -   | -  | 65  | 61 | -   | -  | 67  | 62 | -   | -  |    |
|          | 27号         | 浜2006-13 | 72       | 70 | 71  | 69 | 71  | 69 | 71  | 68 | 70  | 67 | 72  | 66 | 71  | 67 | 72  | 69 | 73  | 69 | 71  | 68 |    |
|          | 27号         | 田中町4-1   | 69       | 68 | 70  | 68 | 70  | 69 | 70  | 68 | 70  | 67 | 70  | 65 | -   | -  | 71  | 68 | 69  | 68 | 69  | 67 |    |
|          | 27号         | 小倉11     | 72       | 69 | 72  | 70 | 74  | 70 | 73  | 71 | 72  | 69 | 72  | 71 | 73  | 70 | 74  | 70 | 73  | 69 | 72  | 70 |    |
|          | 主要地方道       | 175号     | 上福井100-1 | 71 | 69  | 73 | 70  | 74 | 70  | 72 | 69  | 72 | 69  | 73 | 70  | 72 | 68  | 74 | 70  | 72 | 70  | 74 | 69 |
|          |             | 175号     | 寺内4-13   | 72 | 70  | 73 | 70  | 73 | 70  | 71 | 68  | 70 | 67  | 65 | 61  | -  | -   | 69 | 65  | -  | -   | 72 | 68 |
| 177号     |             | 魚屋243-2  | 62       | 56 | -   | -  | 62  | 55 | -   | -  | 61  | 56 | -   | -  | 59  | 53 | -   | -  | 61  | 53 | -   | -  |    |
| 東舞鶴・停車場線 |             | 浜764     | -        | -  | 67  | 60 | -   | -  | 68  | 61 | -   | -  | 66  | 57 | -   | -  | 67  | 59 | -   | -  | 67  | 58 |    |
| 舞鶴和知線    |             | 北浜町9-2   | -        | -  | 64  | 59 | -   | -  | 63  | 57 | -   | -  | 64  | 58 | -   | -  | 64  | 57 | -   | -  | 63  | 57 |    |
| 舞鶴和知線    |             | 行永451-4  | -        | -  | 64  | 56 | -   | -  | 62  | 58 | -   | -  | 62  | 55 | -   | -  | 62  | 54 | -   | -  | 61  | 53 |    |
| 志高西舞鶴線   |             | 公文名104-3 | 63       | 54 | -   | -  | 62  | 54 | -   | -  | 63  | 54 | -   | -  | 60  | 50 | -   | -  | 61  | 57 | -   | -  |    |
| 舞鶴綾部福知山線 |             | 七日市99-1  | 64       | 56 | -   | -  | 62  | 54 | -   | -  | 62  | 54 | -   | -  | 63  | 54 | -   | -  | 62  | 53 | -   | -  |    |
| 小倉西舞鶴線   |             | 森284-3   | -        | -  | 70  | 66 | 69  | 65 | -   | -  | 70  | 65 | -   | -  | 71  | 65 | 70  | 65 | -   | -  | 69  | 64 |    |
| 小倉西舞鶴線   |             | 福来199-3  | 67       | 62 | -   | -  | 66  | 63 | -   | -  | 63  | 58 | -   | -  | 63  | 59 | -   | -  | 67  | 53 | -   | -  |    |
| 小倉西舞鶴線   | 清美が丘4-4     | 72       | 67       | 71 | 67  | 71 | 67  | 72 | 67  | 68 | 63  | -  | -   | 69 | 64  | -  | -   | 70 | 64  | -  | -   |    |    |
| 小倉西舞鶴線   | 行永2845-4    | -        | -        | 65 | 60  | -  | -   | 64 | 59  | -  | -   | 65 | 59  | -  | -   | 68 | 63  | -  | -   | 69 | 62  |    |    |
| 舞鶴野原港高浜線 | 大波下421-2    | 71       | 62       | 71 | 63  | 71 | 63  | 70 | 61  | -  | -   | 70 | 61  | -  | -   | 69 | 61  | -  | -   | 69 | 59  |    |    |
| 物部西舞鶴線   | 上福井944-3    | 53       | 48       | -  | -   | 53 | 52  | -  | -   | 55 | 49  | -  | -   | 54 | 51  | -  | -   | 63 | 52  | -  | -   |    |    |
| 府道       | 由良・金ヶ岬・上福井線 | 喜多194-2  | 58       | 49 | -   | -  | 56  | 47 | -   | -  | 57  | 53 | -   | -  | 57  | 56 | -   | -  | 56  | 46 | -   | -  |    |
|          | 余部下舞鶴港線     | 長浜103    | -        | -  | 63  | 54 | -   | -  | 63  | 53 | -   | -  | 62  | 52 | -   | -  | 62  | 52 | -   | -  | 61  | 51 |    |
|          | 老富・舞鶴線      | 常9-2     | -        | -  | 65  | 57 | -   | -  | 64  | 58 | -   | -  | 64  | 58 | -   | -  | 64  | 55 | -   | -  | 63  | 56 |    |
|          | 高浜・舞鶴線      | 安岡585    | -        | -  | 66  | 59 | -   | -  | 65  | 58 | -   | -  | 66  | 58 | -   | -  | 65  | 59 | -   | -  | 66  | 56 |    |
| 一般地域     | 西舞鶴停車場線     | 引土7-3    | -        | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | -   | -  | 58  | 52 | -   | -  |    |
|          | -           | 愛宕中町7-4  | 54       | 47 | 55  | 48 | 54  | 46 | 54  | 49 | 53  | 52 | 54  | 45 | -   | -  | 54  | 45 | -   | -  | 54  | 45 |    |
|          | -           | 常363     | 47       | 41 | -   | -  | 52  | 46 | 52  | 44 | -   | -  | 55  | 46 | 50  | 42 | 53  | 43 | -   | -  | 51  | 44 |    |
| -        | 高野由里233     | 48       | 41       | -  | -   | 50 | 45  | -  | -   | 52 | 49  | 52 | 48  | 50 | 43  | -  | -   | 54 | 52  | 49 | 47  |    |    |
| -        | 伊佐津603      | 48       | 48       | 48 | 45  | -  | -   | 49 | 52  | 47 | 46  | 50 | 48  | 47 | 39  | -  | -   | 48 | 40  | -  | -   |    |    |

環境基準達成: 緑色, 環境基準超過: 黄色, 要請限度超過: 赤色

資料 市生活環境課

| 道路に面する地域の基準 (※2) | 騒音レベル                 | 騒音の大きさの例    | 備考   |
|------------------|-----------------------|-------------|------|
| 環境基準(等価騒音レベル)    | 70db以下                | 80db 地下鉄の車内 | うるさい |
| 要請限度(等価騒音レベル)    | 75db以下                | 70db 電話のベル  |      |
| 一般地域の基準 (※3)     | 昼間(午前6時~午後10時) 70db以下 | 60db 普通の会話  | 静か   |
| 環境基準(等価騒音レベル)    | 55db以下                | 50db 静かな事務所 |      |
|                  | 夜間(午後10時~午前6時) 45db以下 | 40db 図書館    |      |

※1 - 測定未実施  
京都市測定分: 原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が良くない地点は翌年度も測定しています。  
舞鶴市測定分: 原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が環境基準を超過した地点は翌年度も測定しています。  
※2 道路に面する地域の測定箇所はすべて幹線道路近接空間であるために、環境基準と要請限度は地域の用途に関係なく同一の基準が適用されます。  
※3 一般地域の環境基準は、住居地域の基準です。一般地域には、要請限度は適用されません。

### 騒音の状況 (自動車騒音面的評価結果 ※1)

#### ①京都市評価分 (~H23)、舞鶴市評価分 (H24 ~)

単位: %

| 区分       | 道路名      | 調査区間   | 環境基準達成率(※2) |    |     |     |     |    |     |    |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |    |
|----------|----------|--------|-------------|----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|          |          |        | H17         |    | H18 |     | H19 |    | H20 |    | H21 |     | H22 |     | H23 |    | H24 |     | H25 |     | H26 |    |
|          |          |        | 昼間          | 夜間 | 昼間  | 夜間  | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間  | 昼間  | 夜間  | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間  | 昼間  | 夜間  | 昼間  | 夜間 |
| 道路に面する地域 | 27号      | 吉坂~小倉  | 72          | 65 | 89  | 55  | 85  | 55 | 94  | 69 | 58  | 60  | -   | -   | -   | -  | -   | -   | -   | -   | -   |    |
|          | 27号      | 北吸~余部下 | -           | -  | -   | -   | -   | -  | -   | -  | -   | 100 | 100 | -   | -   | -  | -   | 100 | 100 | -   | -   |    |
|          | 27号      | 余部下~魚屋 | 61          | 58 | 60  | 58  | 61  | 59 | 68  | 66 | 59  | 59  | -   | -   | -   | -  | -   | -   | -   | -   | -   |    |
|          | 27号      | 魚屋~京田  | -           | -  | 89  | 87  | 89  | 89 | -   | -  | 81  | 80  | -   | -   | -   | -  | -   | -   | -   | -   | -   |    |
|          | 27号      | 魚屋~円満寺 | -           | -  | -   | -   | -   | -  | -   | -  | -   | -   | -   | -   | -   | -  | -   | 100 | 100 | -   | -   |    |
|          | 27号      | 満尻~北吸  | 100         | 69 | 92  | 69  | 79  | 69 | 77  | 74 | 70  | 73  | -   | -   | -   | -  | -   | -   | -   | -   | 77  | 77 |
|          | 27号      | 小倉~満尻  | -           | -  | -   | -   | -   | -  | -   | -  | -   | -   | 100 | 100 | -   | -  | 81  | 78  | -   | -   | -   | -  |
|          | 175号     | 下福井~魚屋 | -           | -  | 81  | 78  | 80  | 78 | -   | -  | 82  | 81  | -   | -   | -   | -  | -   | -   | -   | -   | 79  | 77 |
|          | 175号     | 八田~下福井 | -           | -  | -   | -   | -   | -  | -   | -  | -   | -   | 100 | 100 | -   | -  | -   | -   | -   | -   | -   | -  |
|          | 177号     | 北田辺~魚屋 | -           | -  | -   | -   | -   | -  | -   | -  | -   | -   | -   | -   | -   | -  | -   | -   | -   | 100 | 100 | -  |
| 主要地方道    | 東舞鶴・停車場線 | 浜町~浜   | -           | -  | -   | -   | -   | -  | -   | -  | -   | -   | -   | -   | -   | -  | 100 | 100 | -   | -   | -   | -  |
|          | 舞鶴和知線    | 浜~行永   | -           | -  | -   | -   | -   | -  | -   | -  | -   | -   | -   | -   | -   | -  | -   | -   | -   | -   | 99  | 99 |
|          | 舞鶴和知線    | 行永~行永  | -           | -  | -   | -</ |     |    |     |    |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |    |

## 振動の状況（振動の測定結果※1）

### ①舞鶴市測定分

単位：db（デシベル）（L10※2）

| 用途地域の区分 | 測定地点※3   | 昼間（8時～19時） |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 夜間（19時～8時） |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|---------|----------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|         |          | 要請限度       | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26        | 要請限度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 商業      | 寺内4-13   | 70         | 47  | 45  | 46  | 49  | 53  | 43  | 50  | 50  | 45  | 45         | 65   | 45  | 40  | 42  | 50  | 48  | 40  | 41  | 48  | 45  | 37  |
| 商業      | 北田辺170-6 | 70         | 41  | 41  | 47  | 35  | 45  | 43  | 50  | 48  | 44  | 46         | 65   | 33  | 29  | 40  | 38  | 47  | 39  | 42  | 38  | 34  | 39  |
| 商業      | 南田辺84    | 70         | 41  | 34  | 38  | 35  | 43  | 39  | 40  | 41  | 44  | 38         | 65   | 36  | 32  | 39  | 41  | 44  | 39  | 39  | 37  | 38  | 36  |
| 準住居     | 上安612    | 65         | 48  | 48  | 49  | 51  | 49  | 48  | 51  | 53  | 45  | 51         | 60   | 46  | 50  | 44  | 49  | 50  | 35  | 54  | 51  | 49  | 40  |
| 商業      | 余部上292   | 70         | 44  | 51  | 47  | 47  | 50  | 41  | 49  | 47  | 45  | 44         | 65   | 42  | 50  | 42  | 43  | 47  | 34  | 46  | 51  | 41  | 43  |
| 近隣商業    | 北吸729    | 70         | 41  | 43  | 44  | 49  | 48  | 42  | 43  | 47  | 40  | 41         | 65   | 40  | 38  | 44  | 45  | 46  | 37  | 40  | 42  | 40  | 41  |
| 商業      | 溝尻81-5   | 70         | 45  | 47  | 45  | 46  | 48  | 41  | 45  | 52  | 47  | 42         | 65   | 41  | 45  | 44  | 46  | 49  | 37  | 48  | 49  | 44  | 48  |
| 商業      | 市場28     | 70         | 46  | 48  | 48  | 50  | 48  | 45  | 52  | 49  | 47  | 45         | 65   | 48  | 46  | 44  | 50  | 51  | 41  | 52  | 52  | 46  | 46  |

要請限度超過

資料 市生活環境課

※1 測定結果は各地点で10分程度、簡易的に測定したもので、参考値です。  
 ※2 L10…測定値を小さなものから順に並べ、上位と下位のそれぞれ10%のデータを切り捨てた残りの最大値のことで、振動の評価に使われます。  
 ※3 測定地点は道路端です。

| 振動レベル | 振動のめやす                     | 備考                   |
|-------|----------------------------|----------------------|
| 80db  | 家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと音をたてる      | 大きい<br>↑<br>↓<br>小さい |
| 70db  | 大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動く |                      |
| 60db  | 静止している人にだけ感じる              |                      |
| 50db  | 人体に感じない程度                  |                      |

### ● 野焼きの防止

野焼きは農作業に伴う焼却など、一部例外を除き法律で禁止されています。野焼きの苦情に対しては、その行為者に指導を行っているほか、市ホームページや市発行の冊子で、野焼きをしないよう啓発を行っています。

### ● 環境保全の監視・指導の強化

市と市内の主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

### ● 建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

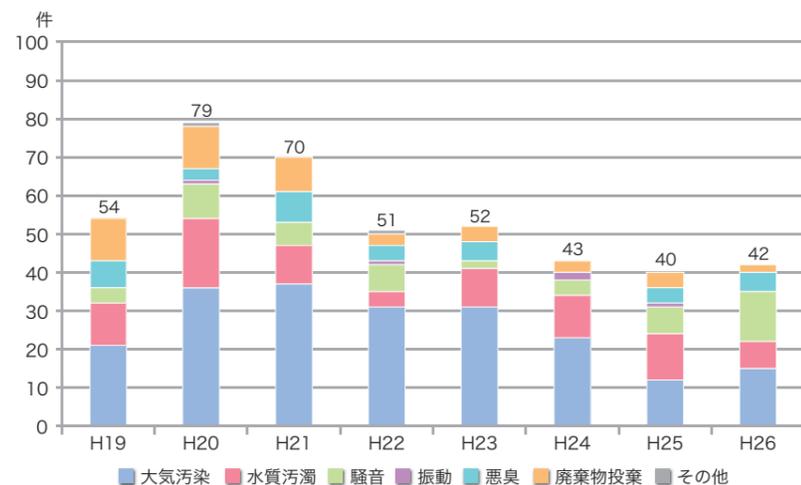
騒音・振動規制法で、特に著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業と定め、それに該当する工事の作業時間等の規制遵守を呼び掛けています。

## 公害苦情件数の内訳

公害に関する苦情は、地域住民の日常生活に直接関連した問題がほとんどです。

平成26年度に受けた苦情の件数は42件で、25年度と比べ2件増加しました。

大気に関するものが15件と最も多く、その内13件が野焼きに関するものでした。



資料 市生活環境課

## 環境保全活動の連携

| H17(基準年)           | H23        | H24        | H25        | H26        | H32(目標)  |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|----------|
| まいづるクリーンキャンペーン参加者数 |            |            |            |            |          |
| 市民の15人に1人          | 市民の7.4人に1人 | 市民の8.5人に1人 | 市民の8.9人に1人 | 市民の9.8人に1人 | 市民の8人に1人 |
| 達成度(%)             | 108        | 94.1       | 89.9       | 81.6       | 100      |

### ● 連携の仕組みづくり

#### 【まいづるクリーンキャンペーンの活動支援(再掲)】

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、平成8年度から7月に全市一斉清掃日を設け清掃活動が実施されています。

9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として実施し、市はごみ袋の支給や清掃後のごみ回収などの支援を行っています。

同会は、多年にわたる地域の環境美化活動の功績が認められ、平成24年6月に「環境大臣表彰」を受賞されました。

平成26年度は133組8,712人の参加申し込みがあり、一斉清掃当日には約9トンの散乱ごみが回収されました(雨天のため東西メイン会場における清掃は中止)。



まいづるクリーンキャンペーン

#### 【まいづる環境市民会議】

環境基本計画の取り組みを、市民・事業者・市民団体などが協働で推進するため、平成24年4月30日、「まいづる環境市民会議」が設立されました。

平成26年度末で、33団体・58個人が同会議に参加しており、「低炭素社会の実現」や「循環型社会の確立」、「自然との共生社会の確立」に向け、環境基本計画の7つのリーディングプロジェクト(4頁参照)を「地球温暖化防止」「循環型社会」「生物多様性」の3つのプロジェクトチームにより推進しています。

まいづる環境市民会議には、個人でも団体でも参加いただけます。同会事務局の生活環境課で随時受け付けています。



まいづる環境市民会議主催の講演会

● まいづる環境市民会議参加団体（平成26年度末現在）

50音順

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| 青葉山レインジャー隊                 | 株式会社西村住建商事          |
| 朝来ふれあい向う三軒両隣               | まいづるおもちゃ病院          |
| エコネットまいづる                  | 株式会社東舞鶴グランドホテル      |
| 環境テクニカル株式会社                | まいづるクリーンキャンペーン実行委員会 |
| 京都生協舞鶴エリア会                 | 舞鶴厚生株式会社            |
| 京都大学フィールド科学教育研究センター舞鶴水産実験所 | 舞鶴自治連・区長連協議会        |
| 京都丹の国農業協同組合                | 舞鶴市女性の会             |
| 京都府漁業協同組合                  | 公益財団法人舞鶴市花と緑の公社     |
| 京都府地球温暖化防止活動推進員舞鶴連絡会       | 舞鶴生活学校              |
| 京都北都信用金庫倉梯支店               | 有限会社舞鶴清掃社           |
| 株式会社源兵衛                    | 舞鶴の川と海を美しくする会       |
| 株式会社コザイ印刷所                 | 舞鶴文具株式会社            |
| セイブリビング株式会社                | 舞鶴ライオンズクラブ          |
| 有限会社大信工務店                  | 三和工業用品株式会社          |
| 高橋行雄法律事務所                  | 弥栄電設工業株式会社          |
| タケダ工芸株式会社                  | 若狭湾生物同好会            |
| 丹後・丹波虫の会                   |                     |

【各プロジェクトチームの活動内容】

①地球温暖化防止プロジェクトチーム

家庭の省エネ相談所の開設や緑のカーテン、環境マネジメントシステムの普及などにより、市民や事業者のエコ活動を支援しています。  
▽海フェスタ京都や赤れんがフェスタで「家庭の省エネ相談所」を開設。118人の来場者へ啓発を実施。（5頁参照）



ゴーヤの苗の配布

▽緑のカーテンの普及のため、市内の保育所や老人施設など合計19施設にゴーヤの苗の配布・設置協力を行ったほか、市民400人にゴーヤの苗を無料配布。

▽市内の小学校や高等学校において、地球温暖化をテーマとした環境学習を実施。

②循環型社会プロジェクトチーム

3R推進活動の企画運営や、地域の環境美化推進のための清掃活動イベントなどを展開しています。

▽ふろしきの利用法を学び、レジ袋削減など生活様式を見直す学習「エコライフ講座」を実施。

▽海フェスタ京都でペットボトルのキャップを使った「エコ・キャップアート」の展示を行い、ごみ減量やリサイクル推進の啓発を実施。  
▽ビーチコーミング（まいづるクリーンキャンペーン実行委員会）を実施し、70人が参加。



エコ・キャップアートの作成（左）、展示（右）

③生物多様性プロジェクトチーム

地域に生息する動植物や特色ある景観等を情報募集・現地調査などにより取りまとめ、市民に情報発信し、環境保全の啓発をしています。

▽地域に生息する動植物や特色ある景観等を紹介した自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」を市とともに作成。

▽市内の小学校や公民館において、生物や自然などをテーマとした環境学習を実施。



舞鶴フィールドミュージアム作成活動

環境学習・環境教育の推進

| H17(基準年)                            | H23 | H24 | H25 | H26 |   | H32(目標) |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|---|---------|
| 環境をテーマとして講座の実施回数(回/年度)              |     |     |     |     |   |         |
| 68                                  | 92  | 101 | 81  | 81  | ➡ | 100     |
| 達成度(%)                              | 92  | 101 | 81  | 81  |   | 100     |
| 生涯学習ボランティアバンク(環境・自然観察分野)の登録者数(団体・人) |     |     |     |     |   |         |
| 2                                   | 6   | 7   | 7   | 7   | ➡ | 20      |
| 達成度(%)                              | 30  | 35  | 35  | 35  |   | 100     |

● 自然体験学習の充実

市民団体等が主催する学習会や自然観察会等の取り組みを支援しています。

まいづるクリーンキャンペーン実行委員会が主催する「ビーチコーミング」の支援を行ったほか、市が主催する水辺教室(1回・13人)や星空観察(1回・36人)を開催しました。



水辺教室(伊佐津川)

## ● 環境学習の充実

環境に対する意識の向上を目的に、積極的に学習機会の提供に努めています。

まいづる環境市民会議と連携し、環境をテーマとした講演会を開催。平成26年度は、国立環境研究所・地球環境研究センター 気候変動リスク評価研究室長・江守正多氏を講師としてお招きし、講演会「気候変動と子どもたちの未来～私たちの生き方と選択～」を開催しました。

### 平成26年度の主な環境啓発事業

| 月     | 事業名                      | 分類     | 主催                  |
|-------|--------------------------|--------|---------------------|
| 4月    | 与保呂川さくらウォーキング            | 自然観察会  | 実行委員会               |
|       | 赤岩林道での自然観察と山菜採りツアー       | 自然観察会  | 合同会社まいづる広域観光公社      |
| 5月    | 弥仙山探鳥会                   | 自然観察会  | 日本野鳥の会京都支部          |
|       | 農村環境保全活動支援(アジサイ苗の提供)     | 講座・講演会 | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
| 6月    | 春の山野草観察会                 | 自然観察会  | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
|       | 再生工作教室                   | 体験学習   | リサイクルプラザ            |
|       | 樹木剪定講習会                  | 講座・講演会 | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
|       | ピーチコーミング&地引き網体験          | 体験学習   | まいづるクリーンキャンペーン実行委員会 |
| 7月    | ゴージャスの苗配布・育て方・温暖化啓発講座    | 講座・講演会 | まいづる環境市民会議          |
|       | 京都府立西舞鶴高等学校 森里海野外実習      | 自然観察会  | 京都大学舞鶴水産実験所         |
|       | 城南キャンブ                   | 自然観察会  | 城南会館                |
|       | 星空観察会                    | 自然観察会  | 加佐公民館               |
| 8月    | 星空観察会                    | 自然観察会  | 生活環境課               |
|       | ツリークライミング                | 自然観察会  | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
|       | 栽培漁業講座                   | 体験学習   | 城南会館                |
|       | 川舟レース&ハゼ釣り大会             | 自然観察会  | 加佐ふるさと塾             |
|       | 夏休み親子工作教室                | 体験学習   | リサイクルプラザ            |
|       | 海辺の生き物調査・探検              | 自然観察会  | 京都大学舞鶴水産実験所         |
| 9月    | 志楽川エコウォッチング              | 自然観察会  | 舞鶴の川と海を美しくする会       |
|       | 水辺教室                     | 自然観察会  | 生活環境課               |
|       | 緑のリサイクル事業                | 体験学習   | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
| 10月   | 星空観察会                    | 自然観察会  | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
|       | 京大ウィークス 企画展「若狭湾の生き物の不思議」 | 講座・講演会 | 京都大学舞鶴水産実験所         |
| 11月   | 京都府生物教育会研修               | 講座・講演会 | 京都大学舞鶴水産実験所         |
|       | 東図書館図書リサイクルフェア           | 講座・講演会 | 東図書館                |
|       | 紅葉散策会                    | 自然観察会  | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
|       | 伊佐津川・匂崎探鳥会               | 自然観察会  | 日本野鳥の会京都支部          |
| 12月   | キノコ狩り体験会                 | 体験学習   | 城南会館                |
|       | 薪作り教室                    | 体験学習   | NPO法人山悠悠・森林サポートまいづる |
|       | 家具の修理教室                  | 体験学習   | リサイクルプラザ            |
| 3月    | エコライフ講座                  | 講座・講演会 | まいづる環境市民会議          |
|       | 環境講演会                    | 講座・講演会 | まいづる環境市民会議          |
| 4~7月  | つるかご教室                   | 体験学習   | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
|       | キノコの植菌体験                 | 体験学習   | NPO法人山悠悠・森林サポートまいづる |
| 5~3月  | リサイクル堆肥配布                | 講座・講演会 | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
| 6~9月  | ネイチャーガイド育成講座             | 講座・講演会 | 舞鶴市商工観光センター         |
| 6~12月 | 森林ボランティア                 | 体験学習   | NPO法人山悠悠・森林サポートまいづる |
| 7~8月  | 寄せ植え教室                   | 講座・講演会 | (公財)舞鶴市花と緑の公社       |
| 7~8月  | 夏を楽しむ「化石・草花・昆虫採集」体験講座    | 体験学習   | 中央公民館               |

## ● まちの先生(生涯学習ボランティアバンク)の利用促進

目標(指標)である「まちの先生(環境・自然観察分野)」の登録者数は、26年度には7団体となっています。

利用促進のため、広報まいづるへの掲載やホームページでの紹介、各公民館や図書館、学校や福祉施設等に案内チラシの配布などを行い周知に努めています。

### 【環境自然観察分野の「まちの先生」登録者】

- ① 「まちの先生」の中から、学びたい分野の登録者(指導者)を探します。
- ② 登録者へ直接連絡をとり日時や会場など詳細を打ち合わせます。

| 登録者氏名<br>団体等           | 指導内容等                     | 電話<br>連絡先                 | 経費              | 活動可能日<br>日時    | 活動地域        | 指導可能<br>人数・年代  |
|------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|----------------|-------------|----------------|
| 志楽地域学校農園<br>クラブ(山本 秀之) | 学校農園での栽培実習<br>学級の栽培指導・支援  | 電話 64-6259<br>FAX 64-5515 | 無料              | 要相談            | 志楽地域        | 60人前後<br>小学生   |
| まいづる<br>ネイチャークラブ       | 自然観察会のサポートや<br>ガイド等       | 65-0065                   | 実費<br>(交通費)     | 要相談            | 舞鶴市<br>周辺   | 5~50人<br>何歳でも  |
| 舞鶴・加佐自然<br>同好会         | 自然観察ガイド・講義、<br>国定公園内登山ガイド | 電話・FAX<br>83-1555         | 実費(資料<br>代・交通費) | 土・日・祝<br>平日要相談 | 府北部         | 5~30人<br>中学生以上 |
| 佐藤 淳                   | 自然観察ガイド・講義、<br>手作りの遊具     | 電話・FAX<br>83-1555         | 一人当たり<br>500円程度 | 土・日・祝<br>平日要相談 | 府北部         | 5~20人<br>小学生以上 |
| 瓜生 勝朗                  | 自然観察・野草の料理                | 電話・FAX<br>82-1151         | 無料              | いつでも           | 舞鶴市<br>周辺   | 5~30人<br>何歳でも  |
| まいづる探検隊<br>(嵯峨根 八郎)    | 市内・隣接市を自然探索<br>(年7回程度)    | 080-<br>1402-5038         | 交通費<br>(要確認)    | 要確認            | 市内・<br>隣接市町 | 制約なし           |
| まいづるシェアリング<br>ネイチャーの会  | ネイチャーゲーム                  | 電話・FAX<br>68-0670         | 無料              | いつでも           | 市内          | 5~50人<br>何歳でも  |

## ● 出前型講座の拡充

出前型講座については、まいづる環境市民会議と連携・協力し、市民とともに環境に関する講座を開催しています。平成26年度は、「まいづるの守りたい自然」、「地球温暖化防止」をテーマに、小学校や老人会などで計7回開催しました。

## 環境情報の提供

### ● 環境情報の充実

環境白書の発行やホームページなどを通じて、さまざまな環境情報をわかりやすく発信することに努めており、まいづる環境市民会議と舞鶴市により作成した「舞鶴フィールドミュージアム」のWEB版を市ホームページに掲載するなど、情報発信に努めています。(20頁参照)

# 「舞鶴の守りたい自然② 舞鶴フィールドミュージアム」

## 発売中



舞鶴の「宝物」である豊かな自然に触れ合う機会をつくり、その魅力や大切さなどを  
知っていただくことで、自然との共生社会の確立につなげることを目的に、まいづる環境  
市民会議とともにフィールドワーク向けの環境啓発冊子を作成しました。

景観や動植物など9部門で448点を紹介しているほか、フィールドワークのモデルコー  
ス(青葉山や伊佐津川など9コース)などを掲載しています。

A5判290ページ、950円。市役所情報公開コーナー、西支所、加佐分室、観光施設など  
12カ所で販売しています。

# 舞鶴の環境

平成27年度版環境白書  
～舞鶴市環境基本計画年次報告書～

平成28年3月発行

**舞鶴市市民環境部環境対策室生活環境課**

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地  
TEL(0773)66-1005 FAX(0773)62-9891  
E-mail kankyuu@post.city.maizuru.kyoto.jp

本冊子のほか、詳細データを掲載した別冊資料集を作成。  
いずれも生活環境課、情報公開コーナー、西支所、東・西図書館、各公民館で  
閲覧できるほか、市ホームページでもご覧いただけます。

